

松本市子どもの権利擁護委員
松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

令和元(2019)年度 活動報告書



松本市子どもの権利擁護委員

松本市では、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。そして、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指しています。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

【松本市子どもの権利に関する条例 前文より】

はじめに

松本市では、平成25（2013）年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例」に基づいて、同年7月に、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設しました。相談室では、子どもにとっての最善の利益は何かを第一に考え、子どもの気持ちに寄り添った支援をしています。

ここに開設7年目の令和元（2019）年度の活動報告をいたします。

各関係機関の皆さまにおかれましては、子どもの権利に対するご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和元年度の相談件数は、実件数176件、延べ件数473件でした。相談内容としては、交友関係と教職員の対応が増加しました。毎年、子どもたちの悩み・苦しみ・苛立ち・切なさ・つらさ等が相談として寄せられています。一人ひとりの話を丁寧に聞き、対応が必要な場合は関係機関と調整活動を行っています。

また、平成30年度に実施した「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査」の結果は、令和元年6月に結果報告書として発行しましたが、結果報告の抜粋とその後の救済案件等を追加報告しています。

令和元年度末から令和2年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響で、学校の休校をはじめ、社会のあらゆる営みが自粛状態となりました。学年末、学年初めと子どもたちにとっては大きな節目のこの時期に、いつものように学校で学べない、友だちと遊べない、ステイホームの大変不安定な状態が続きました。本来ならばこのような子どもを支える大人自身も経済的に精神的に余裕がなく不安を抱え、子どもたちはその不安を感じとっています。

この様な時こそ、子どもの権利相談室「こころの鈴」がすべての子どもたちにとって安心への道しるべとなりますよう、私たちは子ども一人ひとりに寄り添っていきたいと思います。

松本市子どもの権利擁護委員

北川 和彦

平林 優子

石曾根 正勇

も く じ

はじめに

I	松本市子どもの権利擁護委員からのメッセージ……………	1
II	松本市子どもの権利擁護制度について……………	7
III	相談状況・調整活動について……………	1 1
	参考資料：平成29年度、30年度、令和元年度 相談実績（実件数・延件数）	
IV	申立て・自己発意について……………	3 0
V	広報・啓発活動……………	3 2
	参考資料：携帯カード、依頼文 こころの鈴通信 第14～17号	
VI	研修・会議……………	4 4
VII	松本市子どもの権利相談室 こころの鈴 相談員からメッセージ……………	4 6

参考資料 松本市子どもの権利に関する条例
 松本市子どもの権利に関する条例施行規則
 令和元年度 名簿／事務局

※「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査結果報告書」
は、松本市公式ホームページでご覧いただけます。

【ホームページQRコード】



I 子どもの権利擁護委員からメッセージ

『ステイホームをどのように過ごすか』

子どもの権利擁護委員 北川 和彦

- 1 「今年のゴールデンウィークはステイホーム」（政府広報）。友達と会えず、クラブ活動もできず、一切を外界から遮断され、子どもたちは家の中でどう過ごしていただろうか？

第2次、第3次の新型コロナウイルス感染が予想され、終息まで数年かかるため、今後新型コロナとどのように付き合っていくかが課題とされている。

- 2 このような時期には、子どもはしっかり自分と向き合ってもらいたいと思う。勉強でも人間関係でもである。

私自身の子ども時代を振り返って、学校や塾に行かなくて良いとなれば、思い切って教科書を入学当初に遡ってやり直したかった。中学1年、高校1年、またはそれ以前の教科書に戻るのである。中間試験、期末試験などに追われてなかなかできず、基本的な理解ができないまま授業が進んで、結局苦手科目を克服できなかった。

基礎的な学習の振り返りをする。当時は難しいと思ったものも理解できるようになっていて自信が出たり、理解できない部分も再挑戦してできるようになっていく。使う教科書等も最低限にして、手を広げずに繰り返す。勇気のいることだが、そのようにして基礎力がつけば、学校や塾での授業にも余裕ができるだろう。

ステイホームでは、人間関係に患わされることもなく、自分としっかり向き合える機会にできる。学校があると人間関係で悩みがつきないが、他人から離れて自分を見つめ直す。

まず自分の良いところ、悪いところを見つける。ノートに書き出すとはっきりする。そしてどんな友達だどつきあいにいくか考え、その友達とどうつきあっていこうかその方法を考える。無理に親しくしようと思わないことが肝心である。距離をおく友達がいても良いし、一人きりになるという場合もあり得る。そんなことを考えて見たらどうか。安心できる大人に話しをすることも良い。

ステイホームでは、親は子どもと接触できる機会が増えたことを喜ぼう。

勉強を教えられなくても良い。子どもと同じ時間に、読書や調べ物など机に向かって何かをしよう。その後一緒に身体を動かそう。

- 3 問題は、語り合い、お互いが支え合うという「家族としての機能」が十分に備わっていない家庭である。

親でも苦手な子はいるだろう。苦手だからといって放っておけない。狭い空間では子どもの悪い面に目が行きがちだが、意識して子どもの良い面を探して受け容れる。会話しようとしなくていい、一緒に何かをしよう。

子どもが話しかけてきたらしっかり聞こう。自分だったらこうすると言わずに、ひたすら聞くことに徹しよう。子どもの心の中を想像しよう。

これらのことは誰にもできそうだが、「俺が俺が」と自分中心に生きている人間には難しい。ステイホームでは、自分を棄てて子ども本位に考えることを学んで欲しい。

ステイホームで児童虐待やDV相談が増加している。狭い家庭のなかでストレスが配偶者や子どもに向かっている。

暴力（心理的暴力を含む）をふるう側も、決して自身の言動が良いとは思っていないだろうが、自己を正当化せずに、相手の立場になって考えて欲しい。

自身を子どもに置き換えて、自分はどう見られているか考えてみる。子ども時代を振り返り、どんな親ならよかったのかを考え、それを実践してみたらどうか。

- 4 こころの鈴への相談は、家族関係の悩み、虐待など家庭内のものも少なくない。去年は相談の延べ件数が一気に695件となり、前年より300件増加したが、家に居場所がなく、こころの鈴がよりどころだった子どもの面接相談が頻繁にあったためである。

父親が自分に厳しく母親も防波堤になってくれない家庭で、相談員が代わる代わる話を聞き、一緒に勉強し、遊んだ。子どもはすっかりして自分の立ち位置を自覚できて自立していった。そのようなケースが何件もある。

最近の傾向は、子どもからの相談が大人からの相談を上回るようになってきたことであり、多くの子どもにメッセージが届くようになった。

こころの鈴は、電話やメールを使うため、ステイホームの中でも十分機能している。

令和2年度は相談員と事務局体制が一新する。今後もしっかりと子どもたちに応えていきたい。

『子どもたちの「社会的距離」』

子どもの権利擁護委員 平林 優子

新型コロナウイルスと戦う日々が令和元年度に始まってしまいました。3つの「密」を避けること、「社会的距離」という言葉が日常的に人々の会話にのぼるようになりました。

感染防止に用いられる公衆衛生学上の「社会的距離の確保 Social distancing」は、人と人の物理的距離を保つこと、集団にならないことで感染を防ぐことです。新型コロナ対策においてWHOは現在「社会的距離」ではなく、「物理的距離の確保 (Physical distancing)」と表現しています。社会的な関係性から距離をおくことと混同しないようにということですが、日本の中では「社会的距離」が定着しているようです。

新型コロナによる家庭での自粛や生活範囲の限定は、大人と大人、大人と子どもの物理的距離を過度に近く、あるいは遠くさせ、先がわからない不安は、心理的距離感にも変化を与えています。最も小さな社会である家族は密接な時間を過ごすことになりました。絆を強くし、よい形を試行錯誤しながら、対応力や強さを獲得していく家族が大半だと思います。しかし中には児童虐待やDVの増加などが問題になっているのも事実です。逃げられない不安や焦燥感の矛先が、物理的に近い相手に向くことになるのです。子どもの権利相談室「こころの鈴」でも、家族の不安定な関係からくる不安を誰にも言えないでいる子どもがいないだろうか心配しています。

「パーソナルスペース (個人空間)」は、人との間に一定の物理的距離を保つことで心理的に安定する距離感とその広がりを示していて、社会関係の認識や親密度などによって変化します。子どもの社会的距離感、年齢が低いほど狭く、親と密着することで、安心し、外に目を向け探索を始める子どもたちも、やがて葛藤しながらも親との心理的距離、人との状況に合わせた社会的距離を学びながら自立していきます。思春期である12歳ごろには大人と同様のパーソナルスペースの形成、心理的距離感を獲得するといわれています。この社会的距離感の獲得がスムーズにいかない場合は、集団生活の中で居心地の悪さを生み出します。「こころの鈴」にも、相手との距離の適切なはかり方がわからず、どんな風にふるまうことが相手にとってよいかを相談してくるお子さんは小学生から高校生までいます。「こころの鈴」でヒントをもらって実践しながら、人と自分の距離を知りながら成長していく姿は、自分も理解し大切にす、まさに子どもの権利の学びであるように思います。

- ・乳児はしっかり肌を離すな
- ・幼児は肌を離せ、手を離すな
- ・少年は手を離せ、目を離すな
- ・青年は目を離せ、心を離すな

上の文章は、山口県の教育者緒方^{はじめ}甫氏の「子育て四訓」として、『日本時事評論』平成13年元旦号に掲載されたものだそうです。この言葉をはじめて目にしたとき、子どもの自立と、親子の関係について端的に表されているなあと感心してしまいました。乳児期の「肌を離すな」は、「肌身離さず」と置き換えると子育てを始めた親御さんの気持ちにしっくりきます。この様な関係から、少年期や青年期には、子ども自身が考え行動するの信じ、子どもとの距離が広がる不安も持ちながら、勇気を出して手を離し、目を離してゆかれるのではないのでしょうか。

「こころの鈴」には親御さんから、子どものために自分は何をしてあげられるのか？という相談がきます。「こころの鈴」では、子ども自身がどのように考え、どうしたいのかを大事にしているので、子どもたちと直接お話しする機会をもてるようお願いしています。相談員の方の話から、子どもたちは、手助けをもらったとしても、直面している問題について自分で決めたいと思っていること、でも親や友人や教員との心理的距離を複雑にはかるが故に、うまく動けなくなったり、言えなくなったり、決断をやめてしまっていることがあるんだなと思うことがあります（相談員の方が子どもたちとの距離を縮めながら気持ちを聞いていく様子を聞くたび、心理的距離感を認識していることが大事だなと思います）。そして、子どもたちの気持ちを尊重し、親御さんと協力し、「手助けをする」「手を離し見守る」「待つ」といった方法を決めていきます。その際に、子どもたちが持つ社会的距離感を強引に壊すことがないように配慮することが必要だと思います。

大人は他の大人との間で、どの人とどんな距離を保つことがよいか知っているはずですが、大人は子どもを理解したり、指導をしたり、子どもにわかってほしいと思うときには、子どもがここまでと思う心理的距離に強引に踏み込むのではなく、その距離が小さくなる方法を学ぶべきです。子どもたちが大人と同じように社会的距離の感覚を育てていることを知ることは、子どもたちと対等に付き合う上でとても大事だと、いつも自分を反省しつつ思います。

互いを尊重するよい社会的距離を子どもたちと一緒につくっていくための、子どもの権利擁護でありたいと思います。

『私たち大人が心配りを ～ 啐啄同時』

子どもの権利擁護委員 石曾根 正勇

「めざせ！オリンピック」というスポーツドキュメンタリー番組が数年前放映されていました。オリンピックへの出場を目指す全国各地の子どもたち（未来のオリンピック選手）が元オリンピック選手（オリンピック）と本気でぶつかり、アドバイスを受けながら成長していく姿に密着したもので、ご覧になった方も多いと思います。子どもたちが、フェンシング・陸上・水泳・柔道など様々な種目のオリンピックに、自分の課題や悩みの解決にむけて助言を受けたり、時にはそのオリンピックだけの秘密の練習法を伝授してもらったりして、成長の極意をつかんでいきます。長い間うまくいかずに悩んでいた課題が、アドバイスをうけながらみるみる解決していく場面も多く、指摘するポイントを見抜く眼力には、「さすがメダリスト！」と目を見張るばかりで学ぶことが多い番組でした。

「啐啄同時」という禅の言葉があります。「啐」は卵の内側から雛が声を出して殻から抜け出すこと、「啄」は親鳥がそれに合わせて殻を突いて雛が卵から出てくるのを助けることで、同時になされることによって雛が無事に殻から出ることができ、早すぎても遅すぎても雛は無事に殻から出ることができないそうです。これは僧侶における師匠と弟子の関係だけでなく、親と子、先生と子どもなど、教え教わるあらゆる関係についても言えることです。

「めざせ！オリンピック」での二者の関係も同じではないでしょうか。なんとかして今の状態から抜け出して上達したいと願う子どもたちと、その子どもたちを応援したいと本気で思っているオリンピック、教える側と教えられる側の必要感が一致したその時機だからこそ、上達の極意をつかんでいくことができるのだと思いました。

そうはいっても、私たちにはなかなかこんなふうにはいきません。大学を卒業してすぐ小学校1年生の担任をしたときのこと。夏休み前の帰りの会に、休みの過ごし方についてプリントを見ながら特に気をつけることを話して「さようなら」をしました。放課後、同じ学年の先生から「しっかり休みの指導をしていたなあ。でも、子どもたちにはそれほど耳に入っていなかったかもしれないな。帰る前にくどくど話をしても、『早く帰りたいなあ』という気持ちの中には入っていないもんだ。オレは、昨日指導したので今日はもう言わなかった。」と言われました。周りの先生も、「そうだなあ、それほど聞いてはいないだろうな。プリントを見ればわかることだし、まあ、話すだけ話したから気が済んだだろうが…」と最後は慰めてくれました。

私としては、前日プリントにそって指導してあったものの、初めての長い休みなので心配で、事故に遭わないように、怪我をしないようにと一生懸命話したつもりでした。ランドセルを目の前に置いて「さようなら」をして帰るだけの子どもたちにとっては、「早く終わってほしい」という気持ちの方が強くて私の話などろくに耳に入っていないのは無理ありません。私の必要感と子どもの必要感と

が見事にズレていたのです。

子どもの権利相談室「こころの鈴」への相談も年々相談件数が増加し、困ったときの相談場所として、気軽に相談できる場所になってきていることは大変ありがたいことです。

相談者の割合でみると、設立当初から一番多いのが母親で、我が子のことを心配する親として当然だと思えます。幼児期の子育ての悩みから学校でのトラブル・家族関係の悩みなど相談内容は多岐にわたっています。相談員の傾聴で終わることもあれば、本人（子ども）から詳しく様子を聞いてさらに相談・助言・調整へと進んでいく場合もあります。

大人からの相談の場合はできる限り本人（子ども）から詳しい様子や本人の気持ち、これからどのようにしたいかと思っているかを聴き、子どもの気持ちを最優先して解決していくようにしています。

私たち大人は、とにかく問題を早く解決したいあまり、「子どもは相談しなくてもいいと言っているが、このままでは納得できない」とか、「子どもに内緒でなんとかしたい」というように、子ども抜きで問題を解決しようとしがちです。

我が子を思う相談者の気持ちは無理からぬことで、トラブルが長引いている場合などは、私たちも相談者と一緒になってなんとかならないのかと悩んでしまいます。

子ども自身がどのようにしたいと考えているかさえわかれば、子ども自身にとってどうすることが一番いいことなのかがはっきりしてきます。子どもを見守るだけでいいのか、様子を聴きながら一緒に考えるのか、先生に伝えて指導してもらおうようにするのか、いずれにしろ、子どもの性格や状況によって様々なサポートが考えられます。

「啐啄同時」は大変難しいことですが、ふさわしい時機に近づけるように大人が心を配ることが、子どもにとって最善の利益につながるものだと思います。

Ⅱ 松本市子どもの権利擁護制度について

1 設立の経緯

松本市では、平成21年から子どもの権利に関する条例の制定について検討を重ね、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例の目的は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることです（条例第1条）。

松本市に在住、在学、活動するすべての子どもたちは、差別や虐待、いじめやその他の権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができることと約束されており、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置しました（条例第15条、第16条）。

そして、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子どもの権利相談室「こころの鈴」を設置し（条例施行規則第12条）、多くの子どもたちや保護者、子どもに関係する方々などの相談を受け付けています。

擁護委員と子どもの権利相談室「こころの鈴」は、両輪となって子どもの権利を擁護するとともに、権利を侵害された子どもを速やかに救済し、子どもの最善の利益を保証するために活動をしています。

- 平成25年4月 松本市子どもの権利に関する条例 施行
- 平成25年7月17日 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」開設。相談を開始

2 松本市子どもの権利擁護委員について

(1) 職務（条例第17条）

- 子どもの権利侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
- 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
- 勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(2) 公表（条例第18条）

擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

(3) 尊重（条例第19条）

市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

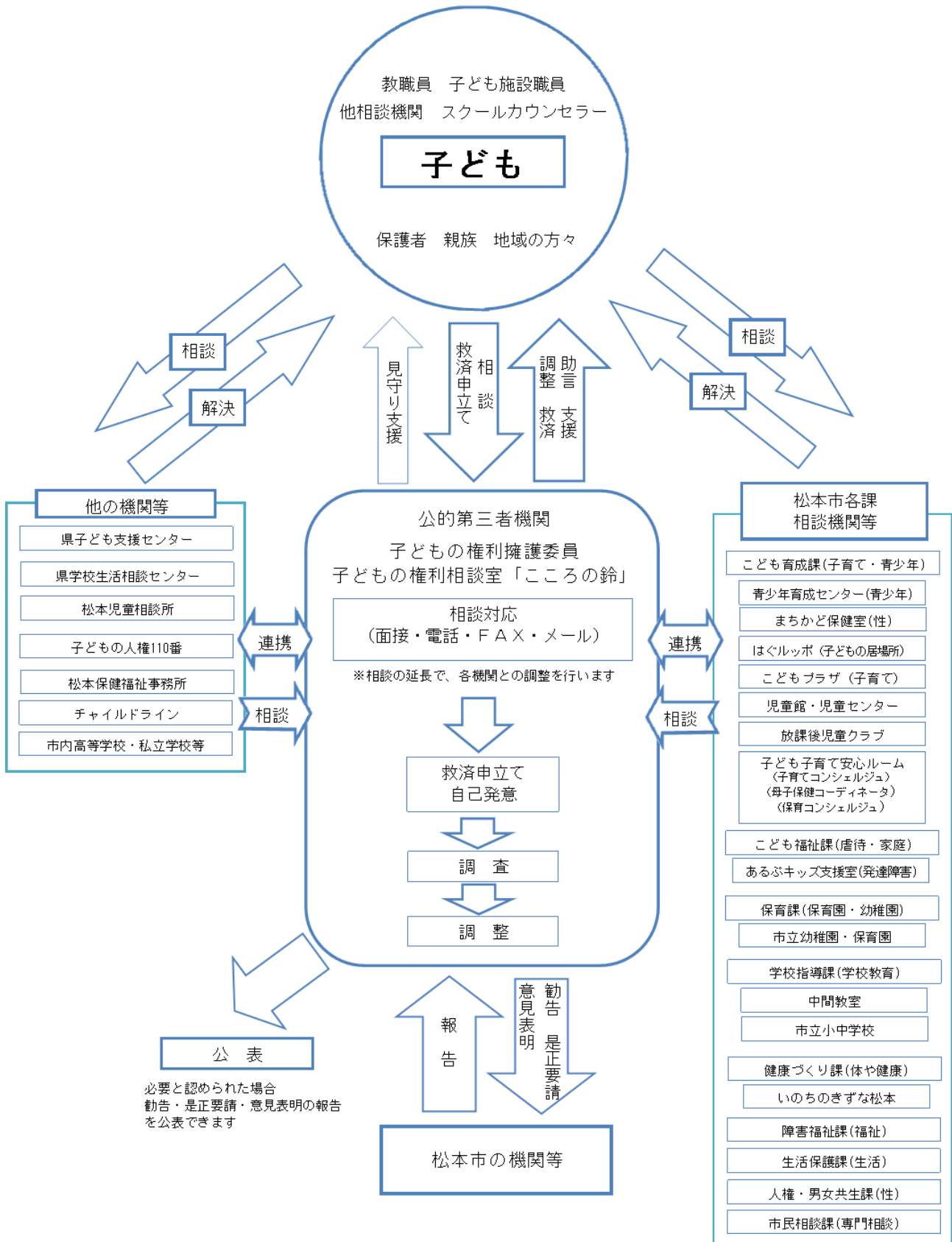
(4) 勧告などの尊重（条例第20条）

勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

3 運営体制

区分	詳細
開設日	平成25年7月17日
場 所	〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号 松本市役所大手事務所2階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利擁護委員 3名 子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。任期は2年ですが再任を妨げるものではありません。 ● 室長（調査相談員兼務） 1名 地方公務員法に規定する非常勤特別職 子どもの権利侵害に関わる相談や救済をより実効的に行うため、専門知識を有し、相談室の管理、運営、広報事業等を行います。 ● 調査相談員 3名 地方公務員法に規定する非常勤特別職 擁護委員の職務を補佐するため置かれ、相談や申立ての受付業務を行います。
相談・救済の基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども本人又は子どもにかかわる関係者から相談を受け付け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（問題解決）、関係者間の調整を行います。 ● 子どもの権利侵害に関する相談以外にも、心身のことや交友関係等、子どもが抱える悩みを広く受け付けます。 ● 大人からの相談であっても、子ども本人の意思を確認することを大切にし、子どもにとっての最善の解決を目指します。 ● 子どもの権利侵害について、文書や口頭により相談や救済の申立てを受け付けます。 ● 申立てがない場合でも、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対象者	松本市内に在住し、又は在学し、又は活動をしている18歳未満の子ども 18歳、19歳の人でも、通学・通所等している場合は対象になります。
相談者	子ども本人や、子どもにかかわる関係者（保護者、親族、教職員、施設職員、地域の方等）から受け付けます。
相談時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 月曜日～木曜日・土曜日 午後1時～6時 ● 金曜日 午後1時～8時
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 面 接 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」で相談 相談者の希望により、地域や学校等で面接相談をします。 ● 電 話 0120-200-195（フリーダイヤル） ● F A X 0263-34-3183 ● メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

4 相談・救済の流れ





松本市役所大手事務所
松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」入口



松本市役所大手事務所2階
松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」入口

Ⅲ 相談状況・調整活動について

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」に寄せられた相談は次のとおりです。

1 年間相談件数

令和元年度の相談受付は実件数*1 176件、延べ件数*2 473件、でした（表1・図1）。令和元年度は前年度に比べて、実件数が15件増え、延べ件数が222件減りました。延べ件数の大幅な減少は、特定の相談者による相談回数の減少が要因となっています。

年度	相談件数			
	実件数			延件数
	新規	昨年度継続	計	
平成27(2015)	136	4	140	368
平成28(2016)	146	9	155	375
平成29(2017)	113	22	135	395
平成30(2018)	143	18	161	695
令和元(2019)	154	22	176	473

表1：平成27～令和元年度 年度別相談件数

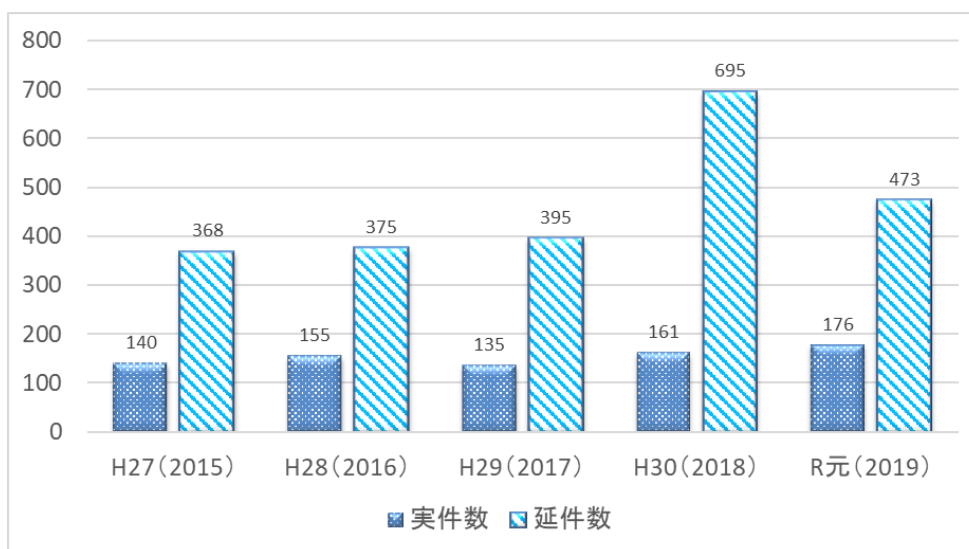


図1：平成27～令和元年度 年度別相談件数

*1 実件数…1案件についての初回から終結までの相談を1件とします。継続する案件でも、新年度には新たに数え直します。

*2 延べ件数…相談を受けた総数です。たとえば、1案件で4回の相談を受けた場合は延べ4件と数えます。

2 月別相談件数

令和元年度の実相談件数は5・7・9・11・2月が前年度比較で増加しています（図2）。

これらは、相談室周知用カードや「こころの鈴通信」、「子どもの権利ニュース」の配布時期とほぼ重なることから、児童生徒への周知の結果と考えられます。

また例年、相談件数は1学期5月頃と2学期9月頃がピークで、3学期は減少する傾向にありましたが、令和元年度はその傾向はありつつも、年間を通して相談がありました。

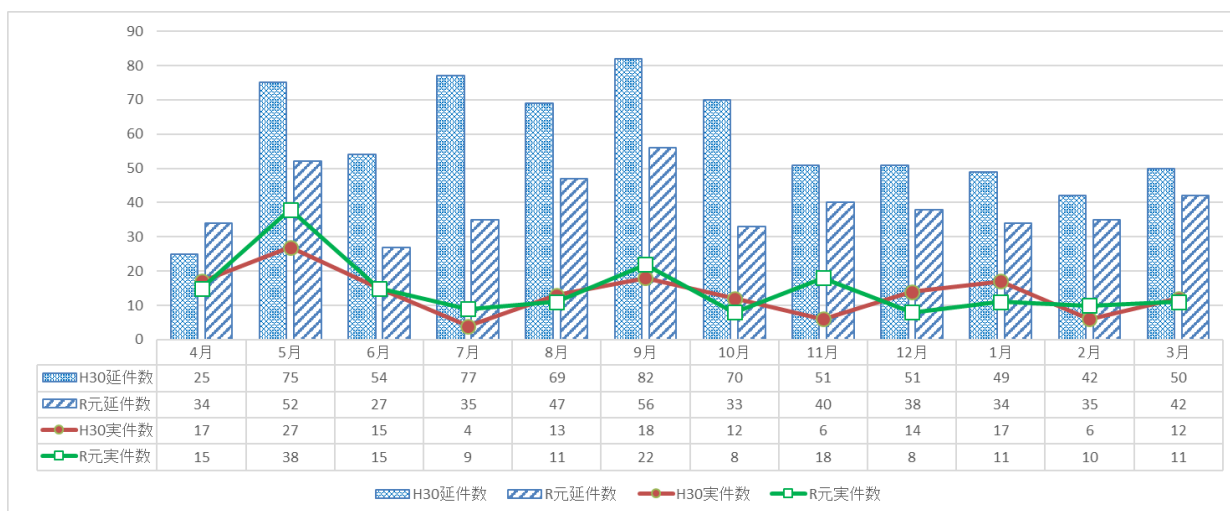


図2：平成30年度・令和元年度 月別相談件数（実件数・延べ件数）

参考 平成30年度・令和元年度の学校別児童生徒数

	幼児(5歳以下)	小学生	中学生	高校生	合計
平成30年度	11,965	13,310	7,268	9,787	42,330
令和元年度	11,700	13,154	7,241	9,677	41,772

※幼児（5歳以下）は松本市公式ホームページ「年齢別男女別人口と構成比」（各年度5月1日現在）から

※小中高校児童生徒数は長野県教育要覧（5月1日付学事調査）から

3 相談者

(1) 初回相談者数

令和元年度の相談実件数（176件）に対しての初回相談者数*³は193人で、平成30年度の174人に比べて19人増加しています（表2・図3）。

特に、小中学生・高校生を合わせた子ども本人からの初回相談件数が、全体の53%を占め、平成30年度の39%から大きく増えました。これは児童館・児童センター等を12か所訪問したためと思われます。（p32表11参照）

大人では父親が4人増加、母親が15人減少、その他（その他家族や学校関係者など）が2人増えています。

	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他	不明	計
平成30年度	36	14	17	6	66	9	20	6	174
令和元年度	63	12	26	10	49	6	24	3	193

表2：平成30年度・令和元年度 初回相談者数（人）

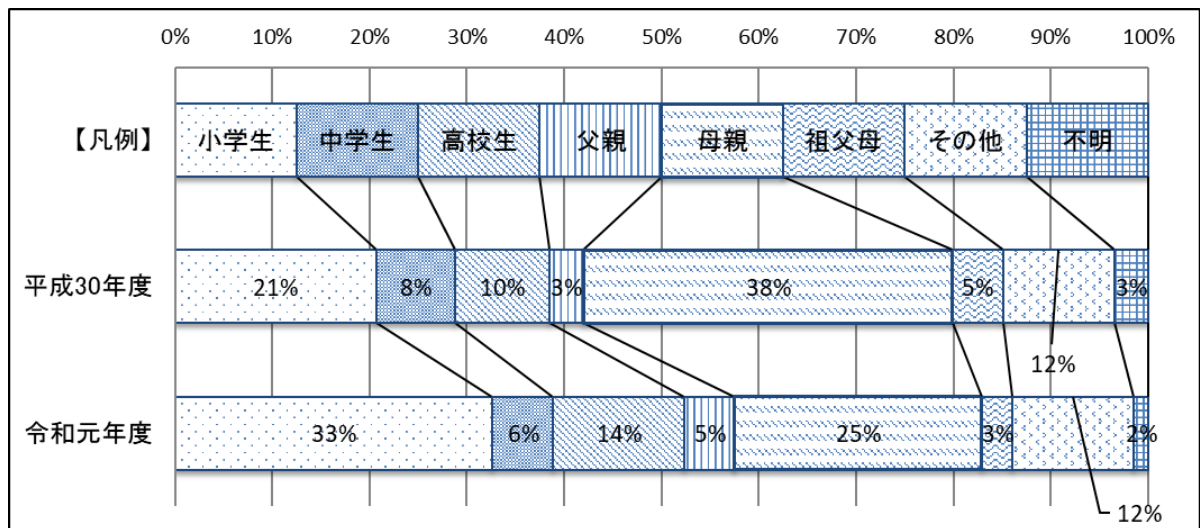


図3：平成30年度・令和元年度 初回相談者

*3 初回相談者数… 初めて相談をした人数です。相談実件数との違いは、1件の相談に複数人で相談することがあるためです。

(2) 延べ相談者数

令和元年度の延べ相談件数（４７３件）に対して延べ相談者数*４は５２５人でした。平成３０年度に比べ延べ相談者数は２１３人減りました（表３・図４）。

これは相談件数の多い相談者が、１８歳を超え青少年相談へ移行したためです。

また、小中学生・高校生を合わせた子ども本人からの延べ相談件数が全体の５７％を占め、平成３０年度の４４％を大きく上まわりました。これは児童館・児童センター等を１２か所訪問したためと思われます。（p 32表11参照）

大人では、父親が５人増加し、母親が１６７人、その他（その他家族や学校関係者など）が２２人減少しました。

	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他	不明	計
平成30年度	69	37	220	17	321	15	52	7	738
令和元年度	117	67	113	22	154	10	37	5	525

表３：平成３０年度・令和元年度 延べ相談者(人)

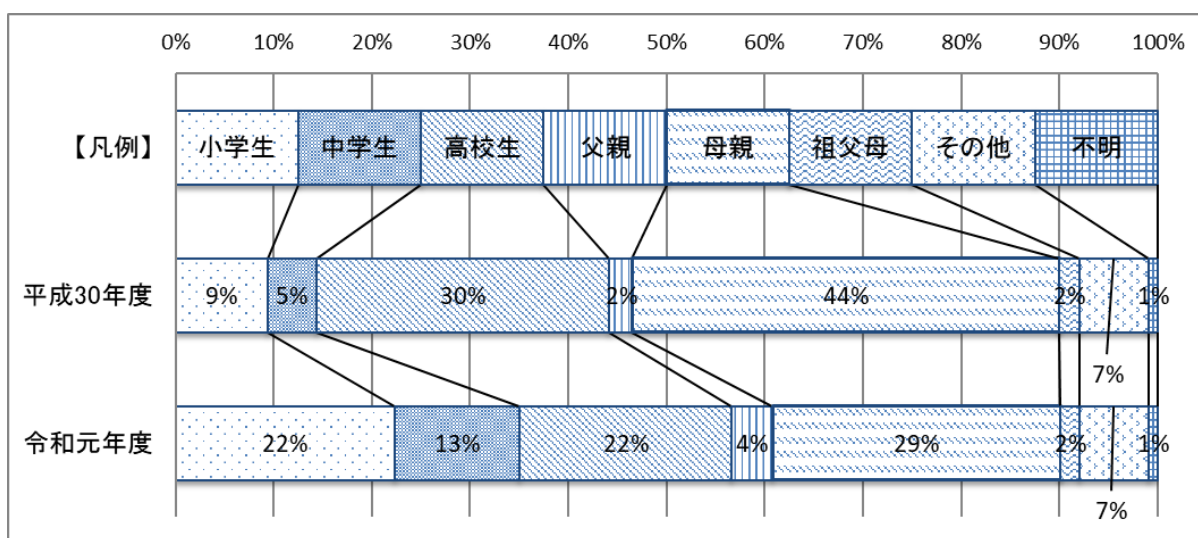


図４：平成３０年度・令和元年度 延べ相談者

* 4 相談者数… 実際に相談をした人数です。相談延べ件数との違いは、１件の相談に複数人で相談することがあるためです。子どもは小学生・中学生・高校生に分類しています。

4 相談対象

(1) 初回相談対象

令和元年度の相談実件数（176件）に対する初回相談対象*5は、小学生が93人で一番多く、続いて高校生34人、中学生29人となっています（表4・図5）。未就学児は6人です。

令和元年度は小学生が20人、高校生が5人増え、中学生が9人減っています。

	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
平成30年度	5	73	38	29	9	9	163
令和元年度	6	93	29	34	8	6	176

表4：平成30年度・令和元年度 初回相談対象者（人）

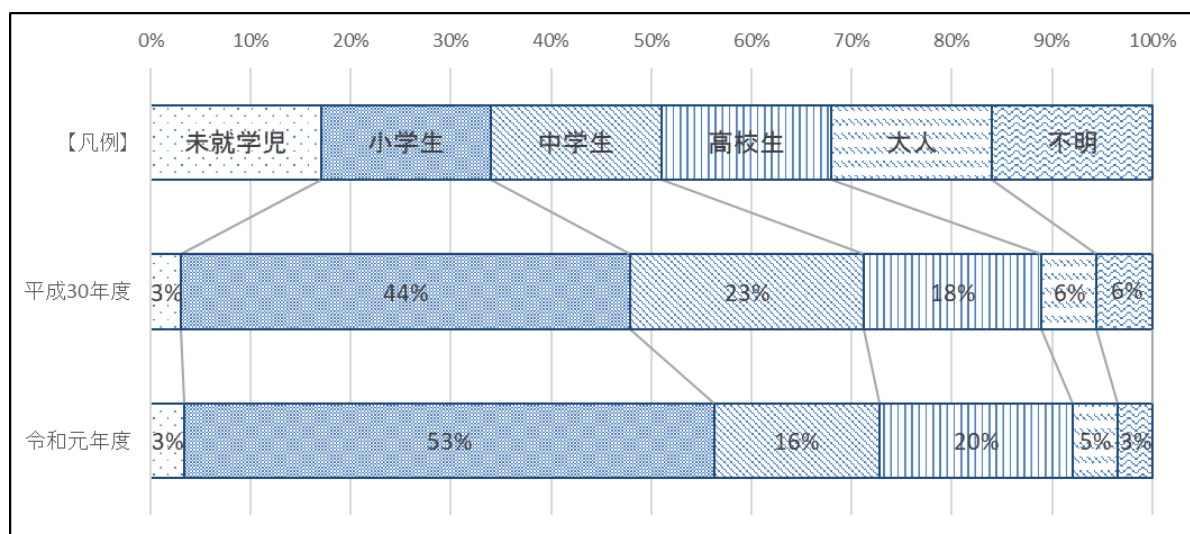


図5：平成30年度・令和元年度 初回相談対象者

*5 相談対象 … 相談対象者の子どもは未就学児・小学生・中学生・高校生に分類しています。子どもは概ね本人が相談対象です。

(2) 延べ相談対象

令和元年度の相談延べ件数（４７３件）に対する相談対象*⁶は、小学生が１９８人で一番多く、続いて高校生１２９人、中学生１１５人となっています（表５・図６）。未就学児は１１人と少なく、昨年度に引き続き、未就学の子どもを持つ保護者への周知が課題となっています。

平成３０年度と比較すると、小学生が５６人増え、中学生３８人と高校生２２１人が減っています。理由は頻繁な相談者が青少年相談へ移行したためです。

	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
平成30年度	8	142	153	350	37	11	701
令和元年度	11	198	115	129	12	8	473

表５：平成３０年度・令和元年度 延べ相談対象者（人）

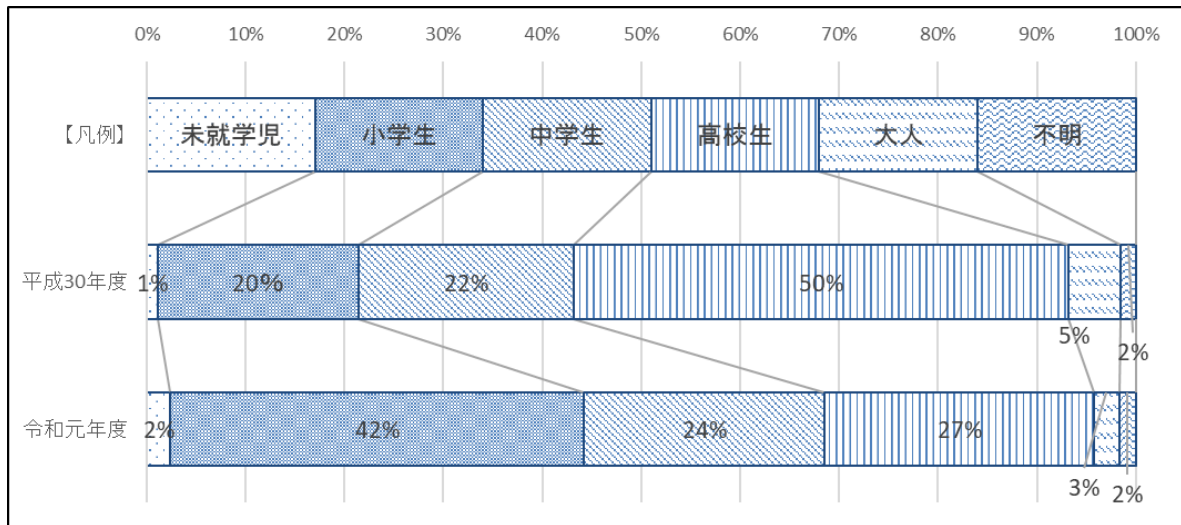


図 6：平成３０年度・令和元年度 延べ相談対象者

* 6 相談対象 … 相談対象者を未就学児・小学生・中学生・高校生に分類しています。子どもは概ね本人が相談対象です。

5 相談内容

(1) 初回相談内容

相談実件数 176 件に対して、交友関係が 50 件と昨年度と同様に一番多く、続いて教職員の対応が 25 件、その他が 22 件、家族関係の悩みが 19 件となっています（図 7）。

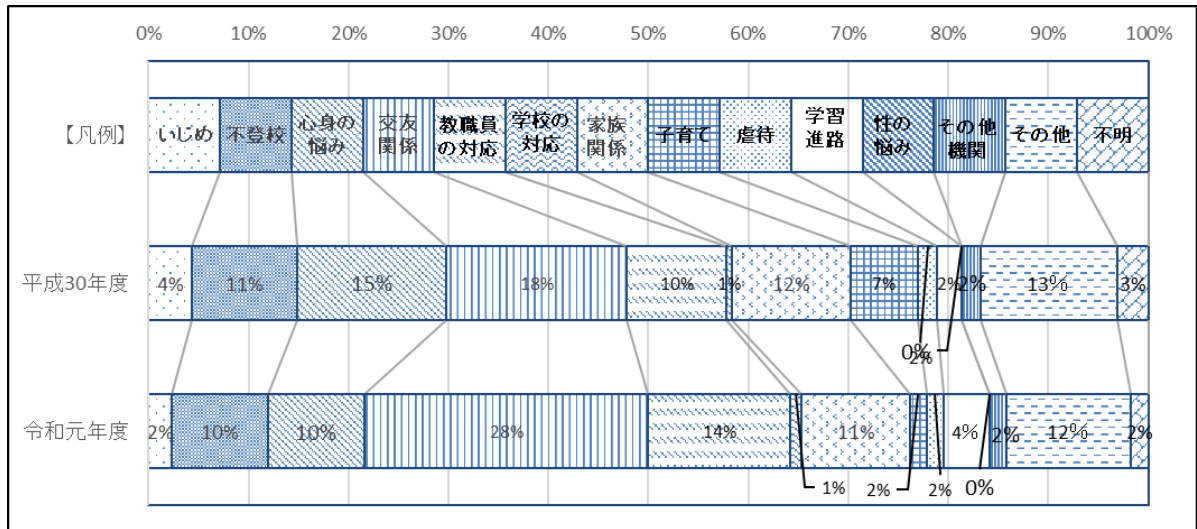


図 7：平成30年度・令和元年度 延べ初回相談内容

相談実件数 176 件に対して相談内容は、子どもは交友関係が 45 件で一番多く、続いてその他が 12 件、家族関係の悩みが 10 件となっています（図 8）。

大人は教職員の対応が 16 件で一番多く、続いて不登校 14 件、心身の悩み 13 件となっています。

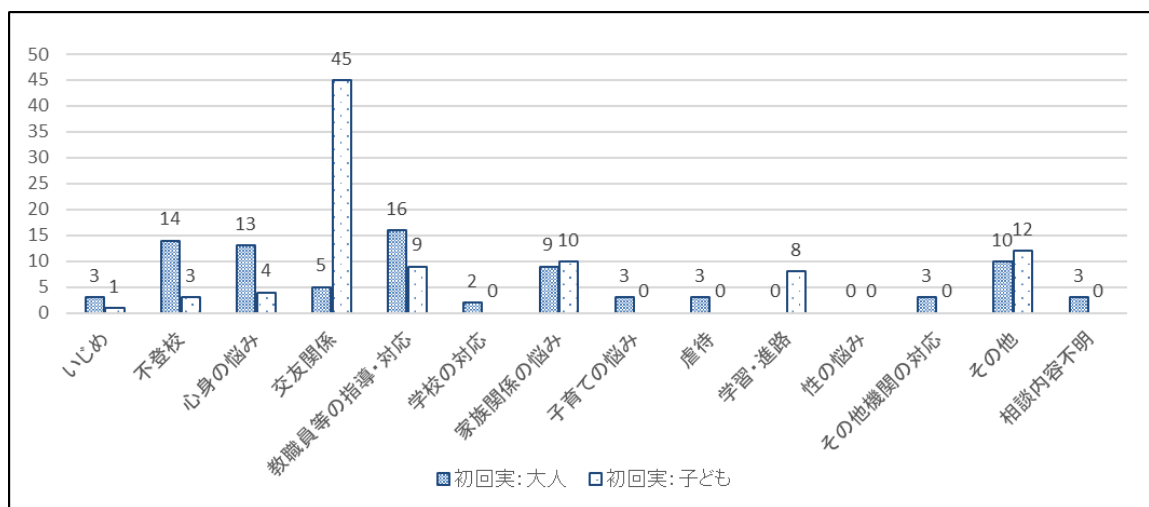


図 8：令和元年度大人・子ども別初回相談内容（件）

(2) 延べ相談内容

令和元年度の相談延べ件数（４７３件）に対しての相談内容は、交友関係の悩みが１０８件（２３％）と一番多く、続いて心身の悩みが７７件（１６％）、教職員の対応が５８件（１２％）となっています（図９）。

年度比較では、平成３０年度で最多の家族関係の悩み１４９件（２１％）が令和元年度では４７件（１０％）と減っています。

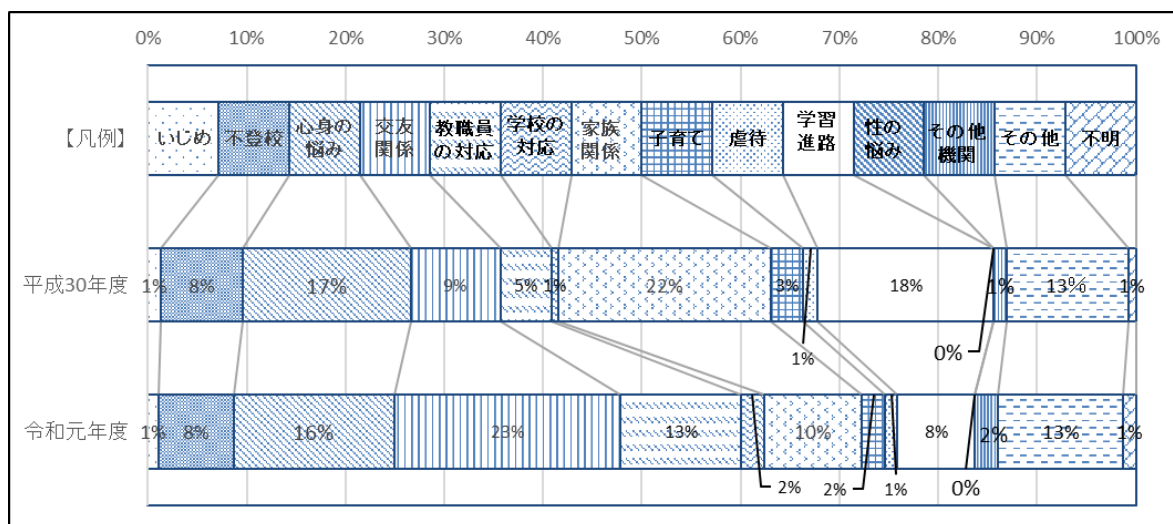


図 9：平成 30 年度・令和元年度 延べ相談内容

子どもの相談内容は、交友関係が 97 件で最も多くなっています（図 10）。続いて心身の悩み 43 件、その他 43 件です。

大人の相談内容は、教職員等の指導・対応が 40 件で最も多くなっています。心身の悩みが 34 件、不登校が 24 件です。

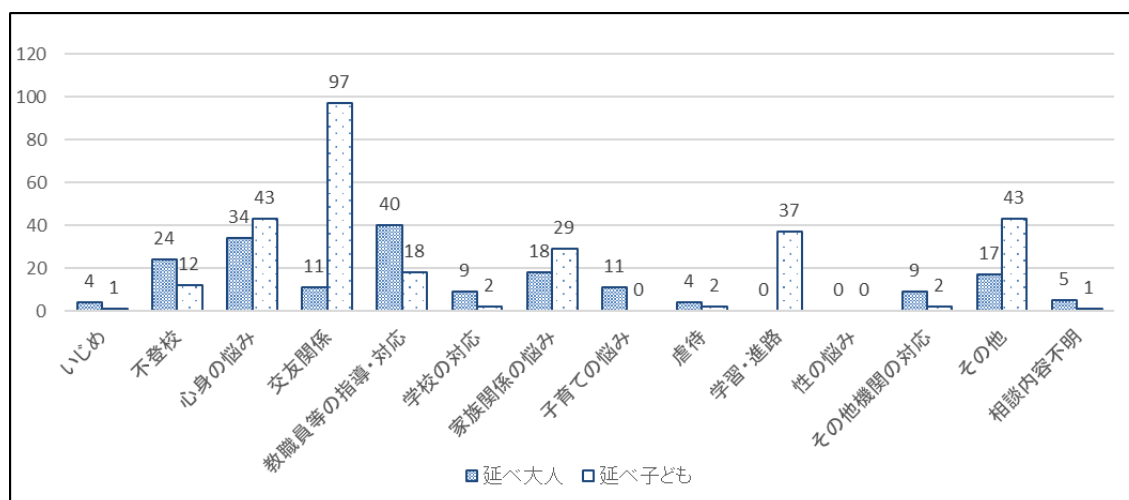


図 10：令和元年度大人・子ども別延べ相談内容（件）

年度別相談内容詳細（数値は延べ件数）

平成30年度から、特定の相談内容について、より詳しい分類をしています。

ア いじめ（平成30 9件／令和元5件）

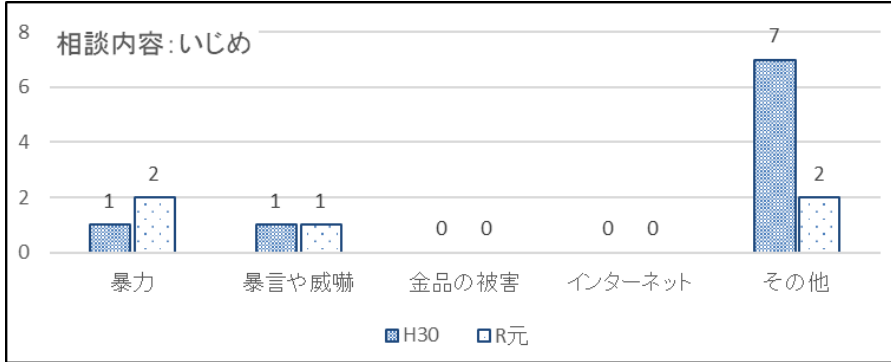


図11：相談内容 いじめ 詳細（件）

イ 不登校（平成30 58件／令和元36件）

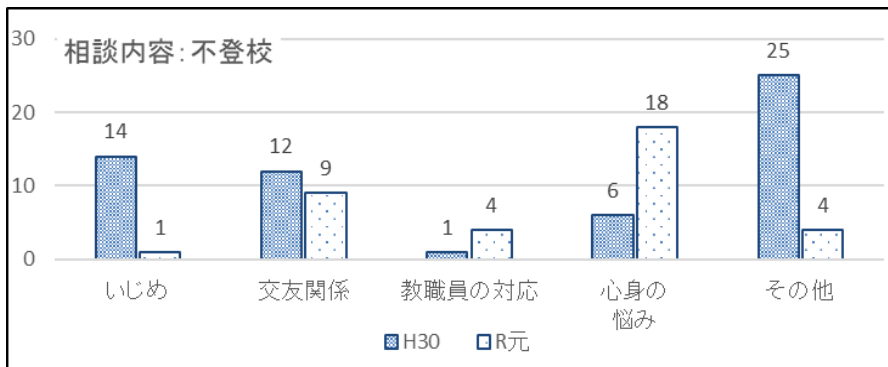


図12：相談内容 不登校 詳細（件）

ウ 教職員の指導・対応（平成30 36件／令和元58件）

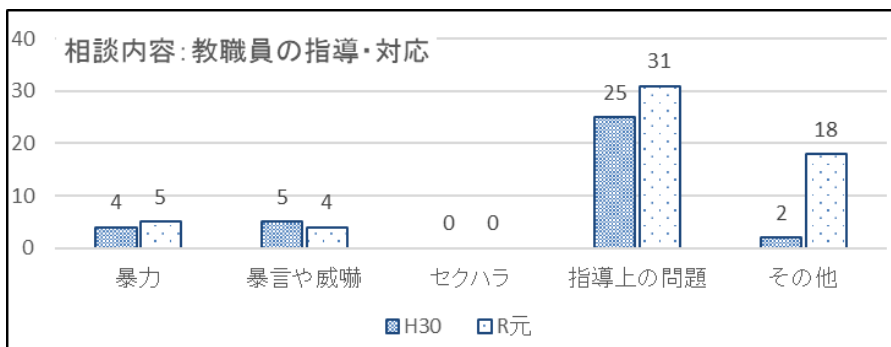


図13：相談内容 教職員の指導・対応 詳細（件）

エ 学校の対応（平成30 5件／令和元 11件）

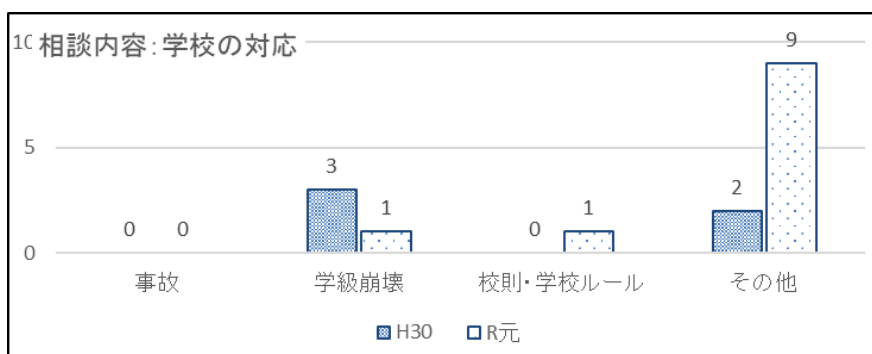


図14：相談内容 学校の対応 詳細（件）

オ その他機関の対応（平成30 9件／令和元 11件）

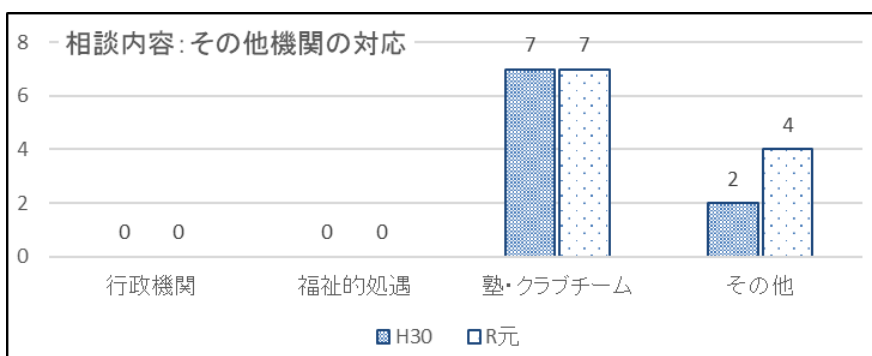


図15：相談内容 その他機関の対応 詳細（件）

カ その他（平成30 87件／令和元 60件）

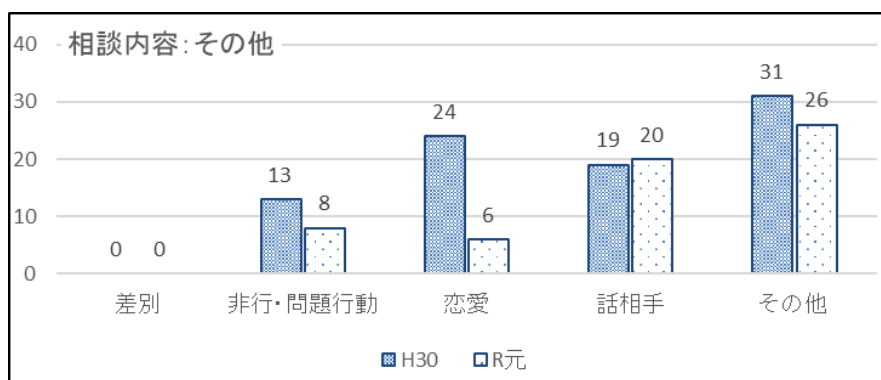


図16：相談内容 その他 詳細（件）

6 相談回数

令和元年度は継続して相談する回数が平均2.7回で、平成30年度の平均4.3回から減少しています。その理由は昨年度は200回以上の相談者もいたため平均回数が多かったものです。

相談実件数176件のうち、1回の相談で終了しているのは119件で、内訳は、子ども69件(58%)、大人48件(40%)、不明2件です(表6・図17)。

調整等が必要な場合や、子どもからの聞き取りが必要な場合は、相談回数が増加する傾向です。

相談回数の最高は、子ども：高校生63回、大人：母親15回で、複雑な課題があることから長期的な相談となっています。

		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	13回	15回以上	合計
子ども	小学生	50	1	0	0	2	1	0	1	1	2	58
	中学生	3	5	0	0	0	0	1	0	0	1	10
	高校生	16	5	1	0	0	0	0	0	0	2	24
大人	父親	6	2	0	0	0	1	0	0	0	0	9
	母親	20	6	5	4	4	1	0	0	0	1	41
	祖父母	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	6
	その他	18	3	1	0	1	1	0	0	0	0	24
不明		2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計		119	25	8	4	7	4	1	1	1	6	176

表6：相談実件数における継続数（件）

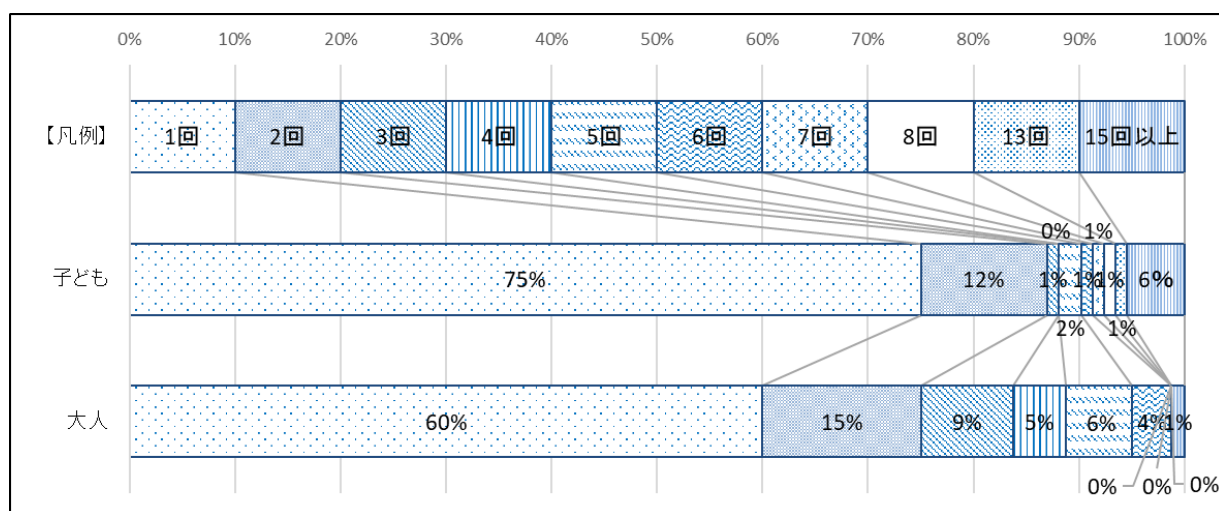


図17：相談実件数における継続数

7 相談方法

(1) 初回相談方法

令和元年度の実相談件数176件における初回相談方法は、電話112件（63%）、面接47件（27%）、メール16件（9%）、手紙1件です（図18）。

毎年、初回相談は電話が多く、それ以降は面接等での相談になっていますが、令和元年度は初回からの面接の割合が多くありました。

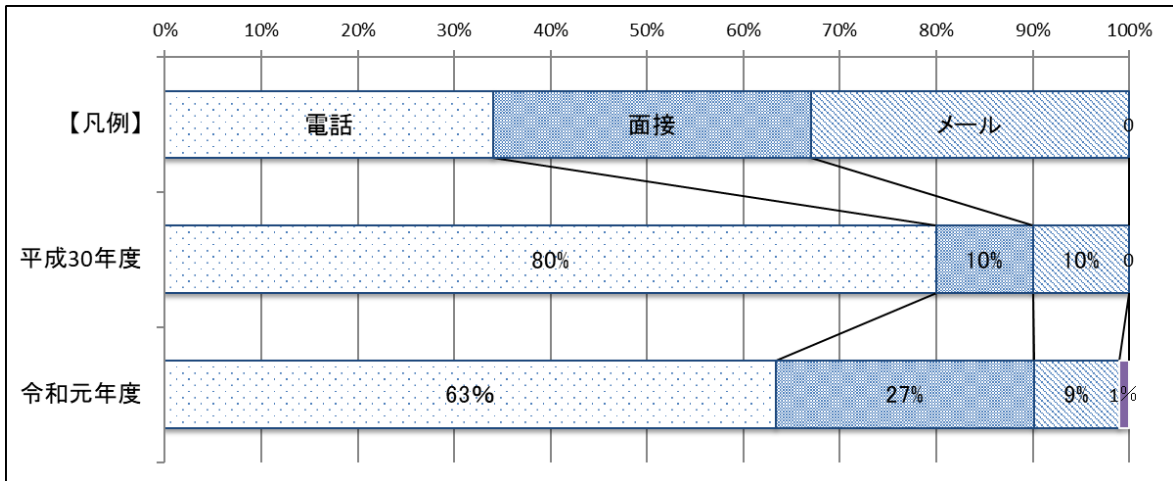


図18：実相談件数における初回相談方法

(2) 延べ相談方法

令和元年度の延べ相談件数473件における相談方法は、電話307件（65%）、面接104件（22%）、メール61件（13%）、手紙1件です（図19）。

前年度比では、電話の割合が増加しています。

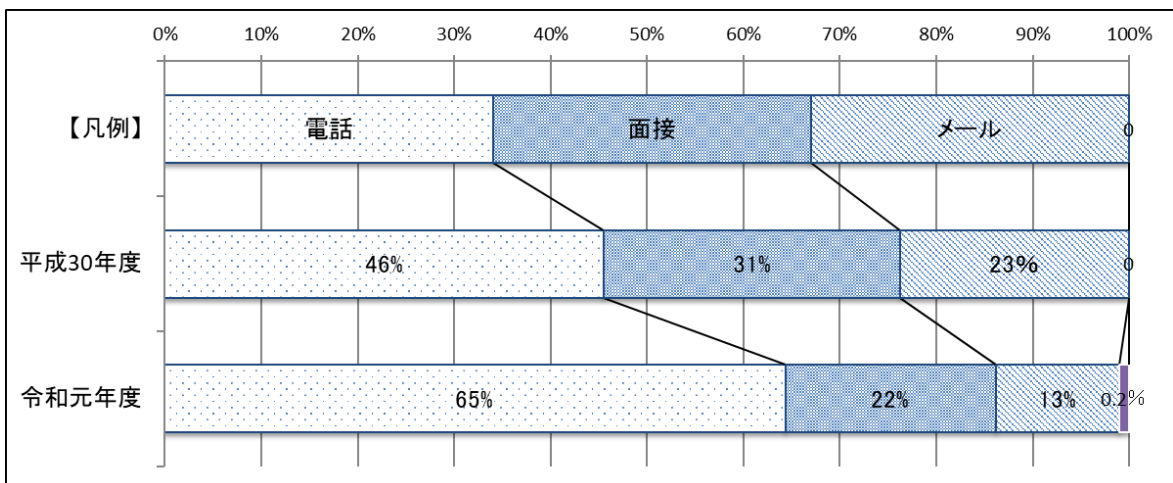


図19：実相談件数における初回相談方法

8 時間帯別、曜日別（延べ件数）

(1) 時間帯別

午後5時台(17:00～)が88件(19%)、午後4時台(16:00～)が83件(17%)で、この時間帯が相談の多い時間帯となっています(図20)。午後6時台(18:00～)は22件(5%)、午後7時台(19:00～)は13件(3%)と少ないですが、金曜日にこの時間帯が利用できることを周知することが必要と考えられます。

また、その他(開設時間外)が75件(15%)で、その内、午前中が69件(14%)となっています。

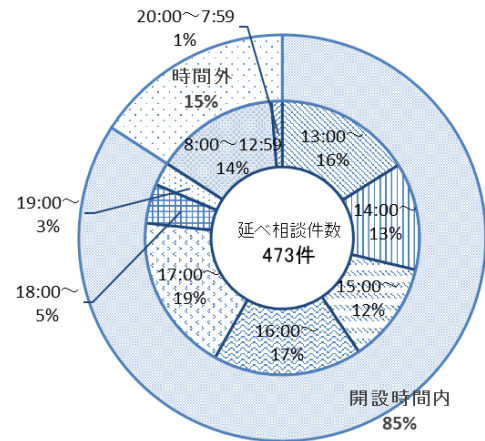


図20：相談延べ件数における相談時間帯

(2) 子どもの時間帯別

子どもの延べ相談297件における時間帯は、午後5時台(17:00～)が66件(22%)、午後4時台(16:00～)が62件(21%)が多いです(図21)。

また、その他(開設時間外)が35件(12%)で、その内午前中が30件(11%)となっています。

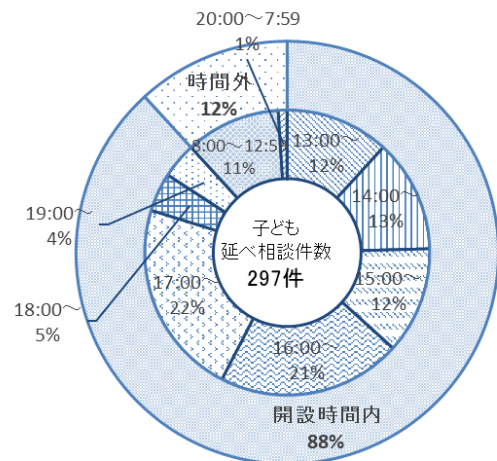


図21：子どもの相談延べ件数における相談時間帯

(3) 曜日別相談状況

相談曜日は、午後8時まで開設している金曜日が105件(22%)で一番多く、続いて火曜日89件(19%)となっています(図22)。

土曜日が43件(9%)と一番少なく、土曜日開設を広く周知することが課題です。

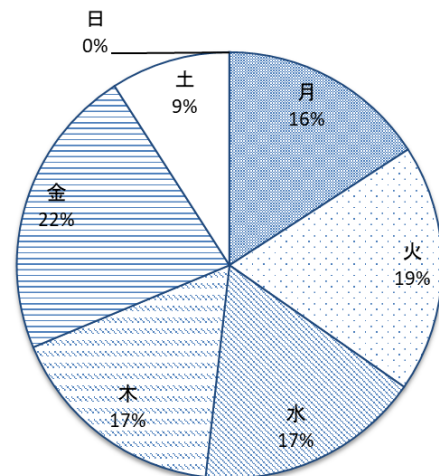


図22：相談延べ件数における曜日別

9 調整について

相談の延長として擁護委員の指示のもと、調査相談員を中心に各機関との連携や調整をします。

この活動は、大人からの相談であっても、子どもの意思を確認することから始まります。その後、子どもに関わる各機関に事実確認をしたり、専門性を生かした対応の依頼をするなど、問題解決のための調整をして関係の修復を図ります。

(1) 令和元年度の連携・調整状況

令和元年度は23案件について延べ56回実施しました（表7）。

平成30年度は18案件について延べ79回行いましたので、昨年度に比べ調整案件は増えましたが調整回数は減りました。

相談内容	連携・調整先										合計
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	市教育委員会	市行政機関	県行政機関	その他機関	子ども保護者		
いじめ	1	1									1
不登校	4	6			1	4		1			12
心身の悩み	5					5		1			6
交友関係	0										0
教職員の指導・対応	3	7		3	2	3		1			16
家族関係の悩み	5	2				3		1			6
子育ての悩み	1					1					1
虐待	3	1				11					12
その他	1					2					2
合計	23	8	9	0		3	29	0	4	0	56

表7：相談内容別 連携・調整先と回数

以下の表8は、相談から連携・調整になった23件から抜粋した3件です。個人や調整先が特定できないよう一部内容を変更して記載しています。

No.	相談対象	相談内容	相談概要	考察
1	中学生	不登校 心身の悩み	主な相談者は中学生本人と母。 心身の不調から学校へ行くことができなかった。 まずは子どもの思いに寄り添い、家族調整を行った。 その後、体調を整えることを優先し、医療機関等への付き添いや、中学校と個別配慮に対する調整を行った。 現在は体調も良くなり、学校へも少しずつ登校できるようになっており、継続して見守りをしている。	本人との面接を重ね、相談室との信頼関係は築けた。 医療機関へ付き添い、母、本人の思いを伝えることにより、治療の変化もあった。
2	小学生	心身の悩み	主な相談者は小学生本人と母。 学校での環境が変化することで、心身に不調を訴えるようになっていた。 医療や様々な支援が入っていましたが、なかなか環境が整わない状況だった。 継続的に学校と保護者との支援会議に出席し、学校や家庭での環境への助言等を行っている。	本人と母にとって、こころの鈴は息抜き、ほっとするところとなっていたと思われる。 緊張感が高めの人にとってほっとできることが支援であったと考える。
3	小学生	虐待口	本人から家を出たいとの相談。父親自身も子育てに不安をかかえていたため、こども福祉課と連携し、親子関係の改善をめざした。	本人の話をしっかり聴くことで、すぐにでも家を出たいという感情が落ち着き、専門機関が関与することで親子関係が改善した。

表8：調整事例の概要



参考資料：平成29年度、30年度、令和元年度 相談実績（実件数・延件数）

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(実件数)
平成29年度、30年度、令和元年度

(令和2年3月31日 現在)

■ 相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H29	実件数	22	13	14	6	7	22	10	14	4	3	16	4	135
	延件数	38	23	31	25	24	57	42	38	26	29	35	27	395
H30	実件数	17	27	15	4	13	18	12	6	14	17	6	12	161
	延件数	25	75	54	77	69	82	70	51	51	49	42	50	695
R1	実件数	15	38	15	9	11	22	8	18	8	11	10	11	176
	延件数	34	52	27	35	47	56	33	40	38	34	35	42	473

■ 相談者

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H29	小学生	1	2	1	1	3	5	2	4	0	1	0	0	20
	中学生	3	2	1	0	0	4	0	1	2	0	1	2	16
	高校生	3	1	2	0	0	4	4	0	0	0	5	0	19
	大人	13	7	10	5	4	9	7	10	3	2	10	5	85
	不明	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	6
	計	22	13	14	6	7	23	13	16	5	3	17	7	146
H30	小学生	1	7	3	1	1	6	2	2	6	5	2	0	36
	中学生	0	3	2	1	0	2	2	0	2	0	0	3	15
	高校生	1	8	1	0	3	1	0	0	0	2	0	2	18
	大人	17	8	10	3	9	12	10	5	6	10	3	6	99
	不明	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	6
	計	19	27	16	5	13	21	14	7	14	18	7	13	174
R1	小学生	3	24	4	0	8	3	0	6	0	4	0	11	63
	中学生	3	1	2	1	0	1	0	1	0	1	2	0	12
	高校生	3	9	1	0	2	2	1	0	2	2	4	0	26
	大人	7	9	10	6	5	15	6	13	6	4	6	0	87
	不明	0	1	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	5
	計	16	44	17	9	15	22	8	20	8	11	12	11	193

■ 相談方法

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H29	電話	17	9	12	5	7	18	5	8	4	3	12	2	102
	電子メール	4	3	0	1	0	3	0	1	0	0	2	0	14
	面談	1	1	2	0	0	1	5	5	0	0	2	2	19
	計	22	13	14	6	7	22	10	14	4	3	16	4	135
H30	電話	12	23	13	4	10	13	11	5	12	14	3	9	129
	電子メール	1	3	1	0	3	1	0	1	1	1	2	2	16
	面談	4	1	1	0	0	4	1	0	1	2	1	1	16
	計	17	27	15	4	13	18	12	6	14	17	6	12	161
R1	電話	13	20	11	6	5	17	6	7	6	10	6	5	112
	電子メール	2	1	0	3	2	2	2	0	1	0	3	0	16
	面談	0	16	4	0	4	3	0	11	1	1	1	6	47
	その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	15	38	15	9	11	22	8	18	8	11	10	11	176

※相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

■ 相談内容

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H29	いじめ	0	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	0	7
	不登校	5	2	2	0	0	2	0	3	1	0	2	0	17
	心身の悩み	3	1	1	0	2	3	1	0	0	0	3	1	15
	交友関係	1	2	5	1	2	5	1	3	3	1	1	0	25
	教職員の対応	0	1	1	2	1	4	1	3	1	1	1	0	16
	学校の対応	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4
	家族関係の悩み	3	1	3	1	1	2	1	0	0	0	3	2	17
	子育て	0	0	0	1	0	1	3	1	0	0	1	0	7
	虐待	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	学習・進路	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	4
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	その他	4	2	1	1	0	1	2	0	0	0	2	0	13
	不明	3	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	5
計		22	13	14	6	7	22	10	14	5	2	16	4	135
H30	いじめ	0	0	0	0	0	2	0	3	0	2	0	0	7
	不登校	0	1	4	1	3	1	2	0	1	1	0	3	17
	心身の悩み	5	6	0	1	2	0	2	0	1	5	1	1	24
	交友関係	1	6	1	1	4	3	0	3	3	4	2	1	29
	教職員の対応	2	1	0	1	0	4	3	0	3	1	0	1	16
	学校の対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	家族関係の悩み	3	0	2	0	2	5	2	0	0	2	0	3	19
	子育て	1	1	4	0	1	1	0	0	2	0	0	1	11
	虐待	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	学習・進路	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3
	その他	3	9	2	0	1	2	2	0	1	1	1	0	22
	不明	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	5
計		17	27	15	4	13	18	12	6	14	17	6	12	161
R1	いじめ	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	4
	不登校	3	3	1	1	0	1	1	4	3	0	0	0	17
	心身の悩み	3	1	5	4	0	1	0	0	0	0	3	0	17
	交友関係	6	13	2	1	3	6	1	4	2	4	2	6	50
	教職員の対応	3	4	3	1	2	4	2	1	1	2	1	1	25
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
	家族関係の悩み	0	7	1	0	2	3	0	4	0	1	1	0	19
	子育て	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	3
	虐待	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	3
	学習・進路	0	4	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	8
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3
	その他	0	4	2	1	1	3	3	1	0	3	1	3	22
	不明	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
計		15	38	15	9	11	22	8	18	8	11	10	11	176

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(延件数)
平成29年度、30年度、令和元年度

(令和2年3月31日 現在)

■ 相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H29	実件数	22	13	14	6	7	22	10	14	4	3	16	4	135
	延件数	38	23	31	25	24	57	42	38	26	29	35	27	395
H30	実件数	17	27	15	4	13	18	12	6	14	17	6	12	161
	延件数	25	75	54	77	69	82	70	51	51	49	42	50	695
R1	実件数	15	38	15	9	11	22	8	18	8	11	10	11	176
	延件数	34	52	27	35	47	56	33	40	38	34	35	42	473

■ 相談者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H29	小学生	1	2	1	3	6	11	5	8	7	8	3	2	57
	中学生	3	3	6	4	4	7	3	2	3	3	2	4	44
	高校生	4	3	4	0	0	6	7	4	4	11	8	4	55
	大人	28	14	21	20	19	38	35	30	21	15	29	24	294
	不明	2	1	0	0	0	1	0	1	0		1	0	6
	計	38	23	32	27	29	63	50	45	35	37	43	34	456
H30	小学生	1	7	4	3	2	11	4	4	9	9	10	5	69
	中学生	0	9	2	4	2	10	2	1	2	0	1	4	37
	高校生	2	27	14	19	14	27	20	21	20	15	21	20	220
	大人	24	35	38	55	52	41	49	28	21	25	14	23	405
	不明	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2	7
	計	27	79	58	81	70	89	75	54	52	50	49	54	738
R1	小学生	10	29	6	5	13	9	2	13	6	9	1	14	117
	中学生	6	3	7	10	14	4	3	3	0	1	10	6	67
	高校生	5	10	6	2	6	10	7	7	14	17	14	15	113
	大人	16	18	17	24	22	34	21	22	18	9	12	10	223
	不明	0	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	5
	計	37	61	36	41	55	59	35	45	38	36	37	45	525

■ 相談方法

年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H29	電話	29	15	27	19	21	45	29	24	18	19	23	15	284
	電子メール	5	6	1	1	0	5	1	1	0	0	4	2	26
	面談	4	2	3	5	3	7	12	13	8	10	8	10	85
	計	38	23	31	25	24	57	42	38	26	29	35	27	395
H30	電話	16	38	34	48	42	29	21	14	18	22	11	24	317
	電子メール	2	27	11	14	12	23	22	14	10	9	16	4	164
	面談	7	10	9	15	15	30	27	23	23	18	15	22	214
	計	25	75	54	77	69	82	70	51	51	49	42	50	695
R1	電話	29	27	19	29	26	38	24	21	24	25	18	27	307
	電子メール	4	6	0	3	13	6	5	1	3	1	13	6	61
	面談	1	18	8	3	8	12	4	18	11	8	4	9	104
	その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	34	52	27	35	47	56	33	40	38	34	35	42	473

※相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

■ 相談内容

年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H29	いじめ	0	1	0	0	0	4	2	2	0	0	1	5	15
	不登校	8	3	5	0	1	4	4	6	2	1	3	0	37
	心身の悩み	8	1	4	2	7	7	2	2	2	4	5	5	49
	交友関係	2	2	9	8	5	9	1	5	9	6	3	3	62
	教職員の対応	0	1	4	12	8	21	20	18	11	11	9	3	118
	学校の対応	1	3	1	0	0	1	0	1	0	0	2	2	11
	家族関係の悩み	4	4	6	1	1	4	2	0	0	0	6	6	34
	子育て	0	0	0	1	0	1	6	3	2	0	1	1	15
	虐待	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3
	学習・進路	0	2	0	0	0	0	2	2	0	0	2	1	9
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	その他	7	4	1	1	0	3	3	0	0	7	3	1	30
	不明	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4
計	38	23	31	25	24	57	42	38	26	29	35	27	395	
H30	いじめ	0	0	0	0	0	2	0	3	0	3	1	0	9
	不登校	0	2	7	22	8	2	5	1	3	2	1	5	58
	心身の悩み	6	14	3	7	10	11	23	3	10	21	7	3	118
	交友関係	1	7	1	3	5	14	0	5	4	7	9	7	63
	教職員の対応	2	3	2	1	1	7	7	2	4	1	0	6	36
	学校の対応	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	家族関係の悩み	6	26	29	34	22	18	5	0	2	2	2	3	149
	子育て	2	3	6	1	3	2	1	2	2	0	0	1	23
	虐待	0	5	0	2	1	0	0	0	1	1	0	0	10
	学習・進路	1	1	0	7	11	23	17	33	21	8	1	1	124
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	1	0	0	0	0	0	3	2	1	2	9
	その他	4	12	2	1	8	3	12	2	1	2	18	21	86
	不明	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	5
計	25	74	54	78	69	82	70	51	51	49	42	50	695	
R1	いじめ	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	5
	不登校	7	3	2	4	7	2	2	5	4	0	0	0	36
	心身の悩み	5	1	7	19	18	4	5	0	1	4	9	4	77
	交友関係	13	18	7	6	6	13	4	6	12	7	6	10	108
	教職員の対応	7	8	5	2	4	8	8	2	4	3	6	1	58
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	0	4	3	3	0	1	11
	家族関係の悩み	2	8	2	1	4	10	3	5	0	4	6	2	47
	子育て	0	1	0	0	2	5	1	2	0	0	0	0	11
	虐待	0	0	0	0	2	0	1	1	0	1	0	1	6
	学習・進路	0	4	1	0	2	6	1	3	2	6	5	7	37
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	0	0	0	1	3	5	0	1	1	11
	その他	0	7	3	2	2	6	5	8	5	6	2	14	60
	不明	0	1	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	6
計	34	52	27	35	47	56	33	40	38	34	35	42	473	

IV 申立て・自己発意について

1 申立て・自己発意の活動

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います（条例第17条第2号）。

事実の調査は、施行規則（施行規則第8条、9条、10条、11条）に定められた方法により行い、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけて調整をします（条例第17条第2号、施行規則第10条第2項）。

その結果、必要があるときは、制度改善や是正措置について、勧告、是正要請、意見表明を行うことができます（条例第17条第2号）。

また、勧告、是正要請、意見表明を受けてとられた措置の報告を求めることもでき（条例第17条第3号）、勧告、是正要請、意見表明、措置の報告を公表することもできます（条例第18条）。

2 申立て・自己発意の状況

(1) 申立て

令和元年度の救済申立てはありませんでした。

(2) 自己発意

平成28年度から、子どもたちの学校外の活動に関する多数の相談を受けており、平成30年度には社会的にもスポーツ等における不適切な指導及びパワハラ・セクハラ等の事件が相次いで発覚したことから、子どもの権利の侵害にかかわる救済を認め、調査しました。

ア 調査活動：「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査」実施

(ア) 趣旨

子どもたちを対象に、アンケート方式の全数調査としました。

(イ) 対象者

松本市立または組合立に通う小学校4年生から中学校3年生の、小学生6,394人、中学生6,319人、計12,713人を対象にしました。

(ウ) 調査期間

平成30年12月3日から12月21日

(エ) 主な質問

学校外で活動をしているか、その活動は楽しいか、その活動でいやな思いはあるのか、それはどのようなことなのか、それは今も続いているのか等（設問12項目）。

イ 調査結果

(ア) 回答数・回答率

小学生4,733人（74.0%）、中学生4,523人（71.6%）から回答を得ました。

(イ) 学校外の活動への参加

活動に参加している小中学生は74.0%（小学生は80.8%、中学生は66.9%）でした。

(ウ) いやな思いをした

学校外の活動で「この一年間にいやな思いをしたことがある」と答えている子どもは、小学生242人（6.3%）、中学生122人（4.0%）でした。

ウ 個別救済

調査結果から、緊急に救済を要する事案については、子どもの権利侵害の回復のために、指導者に対して申し入れをし、回復されたことを確認しました。

エ 「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査結果報告書」の配布について

子どもの権利擁護委員は、同報告書を学校外の活動を主催する団体等へ配布し、報告書の有効活用と子どもの権利の実現への理解を求めました。

No.	案件番号	案件名	月 日	対応
1	30-0001	学校外の活動について	平成30年6月7日	発意
			平成30年12月3日～ 12月21日	調査 小学4年生から中学3年生のアンケート
			平成31年4月	個別救済
			令和元年6月	報告書作成
			令和元年7月	小中学校、教育民生委員、庁内関係機関への配布 松本市公式ホームページ掲載 「こころの鈴」通信第14号小・中学生版にアンケート結果掲載(抄)
			令和元年9月	松本体育協会を通じて82加盟団体、56スポーツ少年団へ報告書及び「子どもの権利擁護委員意見書」配布
			令和元年12月	上記以外の学校外活動主催団体へ報告書配布(102団体)

表9：自己発意の状況

※「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査結果報告書」は、松本市公式ホームページでご覧いただけます。

【ホームページQRコード】



V 広報・啓発活動

相談室では、子ども自身が相談できる場所として、相談室の存在を広く知らせています。また、子どもに関係する大人にも、相談室の存在をお知らせし、子どもの権利への理解と、相談室との連携をお願いしています。

1 子どもへの広報・啓発

(1) 周知用カード、こころの鈴通信配布

令和元年度は、カード及び通信（35頁～42頁）を子どもたちに配布しました（表10）。

配布時期	配布物	対象者・配布数
令和元年 5月	「こころの鈴」子ども用携帯カード	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒・担任の先生 約32,500枚
6月	「こころの鈴通信」第14号 小学生版/中学生版	市内小学校・中学校・特別支援学校 全児童・生徒 約21,000枚
8月	「こころの鈴通信」第15号 小学生版/中学生版/高校生版	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒 約30,000枚
11月	「こころの鈴通信」第16号 小学生版/中学生版	市内小学校・中学校・特別支援学校 全児童・生徒 約21,000枚
令和2年 1月	「こころの鈴通信」第17号 小学生版/中高校生版	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒 約30,000枚

表10：カード、通信の配布状況

(2) 児童館・児童センター訪問

放課後、児童センターや放課後児童クラブへ通う小学生の子どもたちに、子どもの権利に関する条例と相談室を周知する出前講座を行いました（表11）。

小学生の子どもたちから相談につながることもありました。

No.	月日	場所	訪問者
1	5月22日	山辺児童センター	室長・事務局
2	5月27日	山辺放課後児童クラブ	相談員1名・事務局
3	5月30日	鎌田児童センター	相談員1名・事務局
4	6月22日	元町児童館	相談員1名・事務局
5	7月25日	内田児童館	相談員1名・事務局
6	7月30日	四賀放課後児童クラブ	相談員1名・事務局
7	8月1日	新村児童センター	相談員1名・事務局
8	8月2日	南郷児童館	事務局
9	9月25日	菅野児童センター	相談員1名・事務局
10	10月4日	和田児童センター	相談員1名・事務局
11	11月13日	波田児童センター	相談員2名・事務局
12	3月19日	沢村児童センター	相談員2名・事務局

表11：児童館・児童センター等 訪問日、訪問

(3) 校内放送

昨年度に引き続き、11月の人権月間（週間）及び松本子どもの権利の日（11月20日）に合わせ、市内小中学校全校で、松本市子どもの権利に関する条例と相談室を周知するために、校内放送とこころの鈴通信第16号の配布をしました。

放送日程は、各学校の状況に合わせ、3回に分けて、お昼等の時間に行いました。また、原稿は放送委員等の子どもたちが読んで放送しました。

2 学校への広報・啓発

市内中学校20校と特別支援学校4校、組合立中学校1校、私立学校2校の27校に相談員が自ら出向き、学校側と懇談して、子どもの権利に関する条例と相談室の周知を行うとともに、今後の連携について依頼をしました（表12）。

No.	訪問月日	学校名	訪問者
1	11月6日	旭町中学校	室長・相談員1名
2	11月6日	女鳥羽中学校	室長・相談員1名
3	11月7日	山辺中学校	室長
4	11月7日	開成中学校	室長
5	11月8日	筑摩野中学校	室長
6	11月13日	清水中学校	相談員1名
7	11月13日	鎌田中学校	相談員1名
8	11月14日	高綱中学校	相談員1名
9	11月15日	会田中学校	室長・相談員1名
10	11月18日	菅野中学校	相談員1名
11	11月18日	信明中学校	相談員1名
12	11月19日	梓川中学校	室長
13	11月20日	波田中学校	相談員1名
14	11月25日	信州大学教育学部附属松本中学校	室長
15	11月26日	安曇中学校	相談員1名
16	11月26日	大野川中学校	相談員1名
17	11月26日	奈川中学校	相談員1名
18	11月27日	丸ノ内中学校	室長
19	11月27日	松島中学校	室長
20	12月11日	松本ろう学校	相談員1名
21	12月11日	寿台養護学校	相談員1名
22	12月13日	明善中学校	相談員2名
23	12月13日	才教学園	相談員2名
24	12月17日	松本盲学校	相談員1名
25	12月18日	鉢盛中学校	室長
26	12月18日	松本秀峰中等教育学校	相談員1名
27	12月20日	松本養護学校	相談員1名

表12：学校への訪問

3 市民（大人）への広報・啓発活動

各種研修会へ講師を派遣し、子どもの権利に関する条例と相談室への理解、相談室との連携をお願いしました（表13）。

また、市のホームページ及び広報誌等を活用した広報も行いました。

実施年月日	内 容	派遣者
4月18日	松本市民生委員・児童委員協議会 第1回児童福祉部会研修会 演題「子どもの権利に関する条例について」	室長
10月3日	第3回子育て支援ネットワーク研修会 演題「こころの鈴 活動報告」	室長
10月17日	第三地区子ども会育成会（わかばの会）研修会 演題「こころの鈴から見える 子どもたちの人間関係、親子関係」	室長
11月27日	並柳小学校 職員研修会 演題「こころの鈴から見える 子どもたちの人間関係、親子関係」	室長 相談員1名

表13：市民への広報・啓発活動

【参考資料】

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード

表

こまっている時、うれしい時
なんとなく誰かとはなしたい時
あなたの声をきかせてね

てんわ（むりょう）
0120-200-195

メール
kodomo-s@city.
matsumoto.lg.jp

月～木・土曜日
pm1:00～6:00
金曜日
pm1:00～8:00

はなしにきてね
お城の近くです

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
松本市役所大手事務所 2階 〒390-0874 松本市大手 3-8-13

裏

松本市は、どの子ども自分らしく、すこやかにのびのび生きていけるように「松本市子どもの権利に関する条例」をつくりました。
「こころの鈴」は、子どもの笑顔あふれるまちをめざし、保護者や地域のみなさんの相談を受け、一緒に子ども達を支えていきます。

子どもさんのことで気になることが
あれば、お気軽にご相談ください。

お車の方は市役所の駐車場を
ご利用ください。

大手事務所2階
こころの鈴

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード配布にあたっての依頼文

○ 担任の先生宛

担任の先生方へ

「松本市子どもの権利相談室 こころの鈴」周知用カード 配布のお願い

日頃は、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動に対しまして、ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

新年度を迎え、小・中学校、高校、特別支援学校の児童・生徒の皆さまに、相談室周知用カードを配布させていただきます。

相談室周知用カードを配布するにあたり、先生方から子どもたちへ、以下のことをお話しいただき、お渡しいただきますようお願いいたします。

- 松本市は、「すべての子どもにやさしいまち」をめざしていること。
- どの子どもも愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができること。
- 松本市に在住、または通学している子どもたちには、子どものための相談窓口「こころの鈴」があり、つらい時や苦しい時は利用ができること。

子どもの権利擁護委員と「こころの鈴」は、「松本市子どもの権利に関する条例」の核となる「子どもにとっての最善の利益」を、共に考え、実現していく信頼し合えるパートナーとして、先生方と連携していきたいと考えています。

子どもたちの成長のために、子どもたちの心に届き、心に残るような配布にご協力ください。

松本市子どもの権利擁護委員
北川 和彦
平林 優子
石曾根正勇

【担当】

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
〒390-0874 松本市大手 3-8-12
大手事務所 2 階
電話：0263-36-2505（直通）

■ こころの鈴通信 (第14号～第17号)

○ 第14号「こころの鈴通信」(小学生版)

発行：松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.14 小学生版 2019年7月9日

こんにちは、学校の生活はどうですか？ 暑くなってきましたね。もうすぐ夏休みになりますね。
今回は、昨年12月に、4年生から6年生のみなさんに行った『学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート』の結果をお知らせします。

スタート

① 答えてくれた人
4年生、5年生、6年生の6,294人中、**4,733人**が答えてくれました。

② 活動をしている人
4,733人中、学校の外でスポーツや楽器や塾の活動をしている人は**3,822人**でした。

③ 活動は楽しい？
3,822人中、**3,333人**が「楽しい」と答えていました。

④ いやな思いはある？
3,822人中、**242人**が「いやな思いがある」と答えていました。

⑤ いやな思いがいつている？
242人中、**155人**が、今でも「いやな思いがいつている」と答えていました。

⑥ いやなことはどんなこと？
242人中、**98人**が「いやなことを言われる」、**51人**が「いやな思いをしたのは自分だけではない」と答えていました。**29人**が「たたかれたりする」と答えていました。

⑦ どのように感じましたか？
242人中、**73人**が「ほかに伝え方がある」、**63人**が「いやな思いをしたのは自分だけではない」と答えていました。

⑧ 行動しましたか？
242人中、**113人**が「親や大人にはなしをした」、**65人**が「がまんした」と答えていました。

アンケートに協力してくれた5年生、6年生のみなさん、ありがとうございました。

アンケート 結果の報告

「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート」結果 子どもの権利擁護委員の意見

北川 和彦 平林 優子 石曾根 正勇

1 活動への参加
皆さんの皆さんが、学校の外での活動に参加していました。2つ以上の活動をしている人もいました。新しいものを作りだす力、まわりの人とよい関係をつくる力、自分で考えて行動できる力をつけるために大切な「自由」に過ごす時間が少なくなっていないか気がなりました。

2 いやな思いとその内容
指導する人の言葉や行動でいやな思いをした子どもが242人いました。いやな思いの内容は「冷やかしかからかい、おどし文句、いやなことを言われる」が一番多く、次に「自分の意見をきいてくれない」という答えがありました。皆さんの気持ちを大切にた指導が行われるよう気を付けていかねばなりません。
また、自由記述のなかには、たたかれたりけられたりすることや、乱暴な言葉やかた

よった指導について書いたものもあり、急いでなおしてほしいと思うものもありました。いやな思いをしている人の多くは、大人や友だちに話をしていますが、相談できなくてがまんした人もいました。「こころの鈴」も、皆さんの力になりたいと思います。

3 全体をととして
いやな思いをした人のなかで大きな問題と思われるものについては、指導の先生、監督にお願いして、その方法をかえてもらったものもあります。
今回の結果はできるだけ多くの学校外の活動にかかわる人たちに、気を付けてほしいと伝えていきたいと思っています。
松本市のめざす「子どもにやさしいまち」ができるよう、子どもの権利擁護委員と「こころの鈴」は努力していきたいです。

保護者の皆さんへ
昨年12月に実施した、『学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査』につきましては、多くの児童・生徒のみなさんが回答をくださいました。保護者の皆様にも感謝申し上げます。この結果から、松本市子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の救済に向けて、今後も活動をしていきます。
アンケート結果の詳細につきましては、松本市公式ホームページに公開していますのでご覧ください。また、冊子の『報告書』をご希望の方は、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」へお問合せください。
『こころの鈴』には保護者の皆さんから、様々な相談が寄せられています。お子さんのことで心配なことがありましたら、是非、ご相談ください。
『学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査報告書』は松本市公式ホームページ <http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kodomo/kenri/kokoronosuzuki/kodomo-gakkoai-anketo.html> でご覧いただけます。

松本市子どもの権利相談室『こころの鈴』～秘密は守ります～
●電話で相談 0120-200-196 (無料)
●メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
●受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
●場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階

○ 第14号「こころの鈴通信」(中学生版)

発行:松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

No.14
中学生版
2019年7月9日

こころの鈴通信

こんにちは。すこしずつ暑くなってきましたね。部活動の大会もあり、期末テストも控え、1学期の忙しい時期ですね。今回は、昨年12月に、小学校4年生から中学校3年生全員に行った『学校外のスポーツ・文化活動に関するアンケート』結果から、中学生の回答の結果をお知らせします。

結果報告

- 回答してくれた中学生の数**
1年生1,582人、2年生1,578人、3年生1,357人、学年不明6人の、計4,523人から回答がありました。配付数6,319人に対して71.6%の回答率でした。
 - 活動をしている中学生の数**
活動をしている人3,024人(66.9%)、していない人1,491人(33.0%)でした。をしている
 - 問4:それはどのような活動ですか?**
スポーツ1,232人、音楽505人、塾その他2196人、種類不明9人でした(%)は下図参照。
 - 問5:その活動は楽しいですか?**
回答は、「はい」が2,207人(73.0%)、「いいえ」が142人(4.7%)、「どちらともいえない」が627人(20.7%)でした。多くの皆さんが楽しんでる様子があります。
 - 問6:指導者の言葉や行動から、いやな思いをしたことがありますか?**
回答は、「はい」が122人(4.0%)、「いいえ」が2,854人(94.4%)でした。割合は少ないですが、いやな思いがある人が122人いました。
 - 問7:いやな思い どのようなことですか?**
いやな思いのあると答えた122人の中で、「冷やかしからい、おどし文句、いやなことを言われる」165人、自由記述50人、「自分の意見を聞いてくれない」36人になっていました。自由記述には暴言、暴言、差別的対応の詳細などが、記入してありました(%)は下図参照。
 - 問8:いやな思い それは今も続いていますか?**
回答は、「今もときどきある」55人(45.1%)、「今もよくある」23人(18.9%)、「今はない」36人(29.5%)となっていました。計78人(64.0%)が今でもいやな思いを抱えていました。
 - 問9:いやな思いをしたことを、どのように感じていますか?**
回答は、「いやな思いをしているのは、自分だけではないと思う」44人(36.1%)、「ほかに自分への言い方や伝え方があるのではないかと思う」36人(29.4%)、「今もいやな思いが続いている」30人(24.5%)となっていました。
 - 問10:いやな思いをした時、なにか行動をしましたか?**
回答は、「親や大人に話をした」157人(46.7%)、「友だちに話をした」146人(37.7%)、「がまんした」27人(22.1%)となっていました。
 - 問11:「こころの鈴」に相談したいと思いませんか?**
回答は、「わからない」48人(39.3%)、「誰にも相談しない」34人(27.9%)、「こころの鈴」に相談する」12人(1.6%)となっていました。「こころの鈴」も含め、相談することは難しいようです。
- 図1:活動種類 回答率 (n=4,523人)**

スポーツ	27.2%
音楽	11.2%
塾その他	48.6%
無回答	0.4%

活動の詳細で多いのは、スポーツがサッカー252人、音楽が楽器演奏475人、塾・英語等が2,112人となっています。活動をしている人の活動種類は、平均1.35回でした。

図2:いやな思いがどのようなことか 回答率 (n=122人)

冷やかしい、おどし文句など	53.3%
言葉	13.1%
意見を聞いてくれない	29.5%
怒られたり、けなされたり	13.1%
おどられたり、けなされたり	4.1%
ほめられたいと言われる	12.3%
自由記述	41.0%

アンケートに協力してくださった皆さん、ありがとうございました

「学校外のスポーツ・文化活動のアンケート」結果 子どもの権利擁護委員の意見





1 学校外の活動への参加
たくさんの皆さんが学校外の活動に参加していました。2種類以上の活動をしている人もいました。創造力を高め、社会性や主体性を培う貴重な機会となる「自由な生活時間」が少なくなっているか気を付けていく必要があります。

2 いやな思いとその内容
指導者の言動でいやな思いをした人が122人いました。いやな思いの内容は「冷やかしからい、おどし文句、いやなことを言われる」が一番多く、次に「自分の意見を聞いてくれない」でした。個人の尊厳に配慮した指導の必要があると感じられました。また、自由記述の中には、体罰に相当する指導の可能性の記述や、暴言や差別的言動に関する内容があり、早急に改善が必要と思われるものもありました。

3 全体を通して
緊急に救済の必要のある案件はすでに着手し、一定の成果を得ています。今回の結果はできるだけ多くの学校外の活動の組織、団体等に伝え、注意の喚起をはかりたいと思います。松本市のめざす「子どもにやさしいまち」が実現されるよう、子どもの権利擁護委員および「こころの鈴」は努力したいと考えています。

保護者の皆さんへ

昨年12月に実施した、『学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査』につきましては、多くの児童・生徒のみなさんが回答してくださいました。保護者の皆様にも感謝申し上げます。この結果から、松本市子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の救済に向けて、今後も活動をしていきます。

アンケート結果の詳細につきましては、松本市公式ホームページに公開いたしますのでご覧ください。また、冊子の『報告書』をご希望の方は、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」へお問合せください。

『こころの鈴』には保護者の皆さんから、様々な相談が寄せられています。お子さんのことをご心配なことがありましたら、是非、ご相談ください。

『学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査報告書』は松本市公式ホームページ <http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kodomo/kenri/kokoronosuzu/kodomo-ekkougai-anketo.html> でご覧いただけます。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」 ~秘密は守ります~

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 こころの鈴までお越しいただくか、お電話をください。
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

メールアドレスQRコード → 

○ 第15号「こころの鈴通信」(小学生版)

アイズ

まつもと し
松本を知ろう

Q1 ラーラー松本の室が通水プールは何の戦を利用していますか？

① 太陽光 ② 温泉
③ 水力発電 ④ ゴミを焼却したときの熱

Q2 松本山雅フットボールクラブの公式マスコットはどれですか？

① アルクマ ② ガンズくん ③ くまモン ④ ひこにゃん

Q3 不要となつて売りに出された松本城を買い戻して守ったのは誰ですか？

① 小里頼永 ② 石川敏正
③ ウォルター・ウエストン ④ 市川雷蔵

Q4 鶏肉店から揚げにした松本地方の郷土料理はどれですか？

① 海賊焼き ② 山賊焼き ③ おやしき ④ 山菜そば

保護者の皆さんへ



このクイズは、「松本限定」ジュニアコース」の過去の問題からの出題です。答えは紙面のどこかにあります。

この鈴には保護者の方からの相談がかなりの割合であります。この鈴は子どものための相談窓口ですが、保護者の皆さんの相談も子どもの成長を支援するために必要と考へて受け付けています。相談は、子どもとの不登校や交友関係、学校との関係などがあり、その背景には、子育てに対する不安感、家族のストレスが関係している場合もあります。一人で悩まれ、相談するところがなくて来る方もあり、保護者の方々が孤立していることを実感します。但しこの鈴は、保護者の方の気持ちや代弁したり実現するところではありません。その子にとつてどのような支援が必要か、向か改善の道かを一緒に考えるところです。ここ相談すればすぐに解決できる回答をもらえると思われませんか。解決できないこともありますが、一緒に考えることによつて、保護者の方々が次のステップを見ていくことを支援していきます。暑い夏休みが終わり、通学によって一階層もっていろいろな悩みが出てくるかもしれません。そんな時は子どもの話を丁寧に聞いて、アドバイスしようと思わないことが大切です。子どもの悩みが解消されない場合は、子どもにこの鈴の鈴に電話をすることをお勧めいたします。保護者の方が電話を下さることも結構です。電話をお待ちしています。

北川和彦
松本市子どもの権利協議員

松本市子どもの権利協議室「こころの鈴」～秘密は守ります～

0.120-2.00-195 (無料)

こころの鈴まで来てください。

- 電話で相談
- 会って相談
- メールで相談 Kodano@city.matsumoto.lg.jp
- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-1-3 松本市役所大手事務所2階



〒400-1080 松本市 大手3-8-1-3 松本市役所大手事務所2階

「こころの鈴通信」についての説明、問い合わせ先は 松本市役所 子ども権利部 ことば相談室 まで TEL: 0265-34-3381

No.15
小学生版
令和元年9月10日

こころの鈴通信

長い夏休みも、終わってみればあっという間ですね。友達に会えてうれしかったり、勉強がちょっとひらいたたり、ぎっしりとしたり、いろいろな気持ちがあるでしょう。日差しが強い9月から、雷が降るような寒い12月までの長い2学期、うれしいこと、かないこと、おこりたくなること、いろいろな気持ちを「こころの鈴」に話してみませんか、お待ちしております。

きよねんの相談

たとえば！

1年間に、698件の相談がありました。

小学生は、69人から相談がありました。

電話や、児童センターで相談がありました。

転校してきたばかりで友だちがいなくて、

スポーツチームのコーチがきびしい。

お友達とけんかをしました。

どなたかに「バカ」「クソ」と言われた。

クラスみんな仲良しで、まともなクラスになりました。

経験を重ねるの時間がいっぱい。

こころの鈴通信



夏休みも終わりましたね。3年生は部活も引退、受験、就職など新しい生活に向けての2学期になりますね。学校生活も山あり谷あり。苦しいとき、いろいろなとき、その思いを話してリラックスしてみませんか。もちろん、うれしいときや、恋ハナも大丈夫。相談お待ちしています。

平成30年度 昨年度の相談から

- 相談件数**
平成30年度の1年間の相談件数は、**695件**です。過去最高の件数になっています。
- 相談者**
相談者は計**738人**、子ども（小学生から高校生）は**326人**から相談がありました。
高校生は220人(29.8%)でした。
- 相談方法**
子どもからの相談方法で一番多いのが「面談」**(171件)**でした。
- 相談内容**
子どもからの相談内容で一番多いのは「学習・進路」、次いで「心身の悩み」、「家族関係の悩み」でした。
- 相談時間帯**
子どもからの相談時間帯で一番多いのは、午後1時（1300～）、次いで午後5時（1700～）となっていました。
- 相談方法(子ども) n=321**
メール 15.6%、電話 31.2%、面談 53.3%
- 相談内容(子ども) n=321**
学習・進路 40.8%、心身の悩み 23.7%、家族関係の悩み 13.1%、その他 22.4%

昨年度、こんな相談がありました

- 親の理解をよめるか悩んでいる。
- 部活を続けるかやめるか悩んでいる。
- 部活でいじめを受けている。
- 親の干渉がうるさい。
- 家族の理解が得られず、進路について悩んでいる。
- 学校に行くのがつらい。

子どもの権利 二講座

松本市子どもの権利に関する講座で、特に大切にしている権利が4つあります。それは、子どもの「主体的に成長する権利」は、子どもの意思が、「かけがえのない自分」が大切に尊重されていること、生活に支障なく生きていくことができるよう安んじられることです。自分らしく生き生きと生活していくことが願われています。

★ ★ 「自分らしく生き生きと生活すること」 ★ ★

- 自分の好き → ひどい好き
- 自分の思ったことを → 言うことができる
- 差別を → されない
- いじめを → つけない
- 夢を → 持つことができる
- 教育や授業を → 受けることができる
- 加害や被害を → 報復される
- 失敗をした → 再びチャレンジすることができる

○ 第15号「こころの鈴通信」(高校生版)

アイズ

松本を知ろう

市章の六角を意味する家紋を持った旧藩主は？
 Q1 ①石川氏 ②小笠原氏 ③戸田氏 ④堀田氏
 姉妹都市の神奈川県藤沢市にあり、浮世絵にも多く描かれた風が明暗な島の名前は？
 Q2 ①江の島 ②月島 ③北島 ④坂島
 姉妹都市の高山市は、かつては松本と同じ県だった。その県の名は？
 Q3 ①長野県 ②飛騨県 ③松本県 ④岐阜県
 次のうち、日本百名山に選ばれているのは？
 Q4 ①南岳 ②中岳 ③大嶽岳 ④美ヶ原
 上高地の代表的な植物で氷河時代の生き残りとしてされている木は？
 Q5 ①コナシ ②ケシヨウヤナギ ③カミコウチヤナギ ④カミコウチナンナンシヨウ
 弘法山古墳は何世紀頃の古墳？
 Q6 ①3世紀初め ②3世紀末 ③4世紀初め ④4世紀末

保護者の皆さんへ

こころの鈴には保護者の方からの相談が6割程度あります。こころの鈴は子どものための相談窓口ですが、保護者の皆さんも相談を支援するために必要と考へて受け付けています。相談は、子どもとの不登校や交友関係、学校との関係などがあり、子育てに対する不安や、家族のストレスが関係している場合もあります。一人で悩まず、相談するところがなく来られる方もあり、保護者の方々が孤立していきたくありません。相談するところは、保護者の方々が孤立していきたくありません。相談するところは、保護者の方々が孤立していきたくありません。相談するところは、保護者の方々が孤立していきたくありません。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

～秘密は守ります～

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時/金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 こころの鈴までお越しください。お電話をください。
- メールで相談 kostamo@city.matsumoto.lg.jp

メールアドレス: kostamo@city.matsumoto.lg.jp

○ 第16号「こころの鈴通信」(小学生版)

No.16
小学生版
令和元年11月

こころの鈴通信

発行元:松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

児童のみさんへ
「つらいな…」「悲しいな…」と思うことの中には、『子どもの権利』が守られていないことがあります。少し勇気を出して『こころの鈴』に相談してみませんか。秘密は必ず守ります。

学校で
● 仲間はずれやいじめ
● 先生のこと、友だちのこと
● 字例に行けない

家庭で
● 家でつらいこと、嫌なこと
● 家族口話せないこと
● かなしいこと

もっと大丈夫！安心できたら
● 忘れられること
● 先輩や先生、コーチのこと

たとえば、こんなことで悩んでいたら…

電話で・メールで・会って…相談する
どんなことでも、まずは相談してみよう。

調べる・協力依頼
解決に向けて関係する人や周囲に聞いて、一番よい方法を一緒に考えます。

一緒に考える
あなたの気持ちや意見をしっかり聞いて、一番よい方法を一緒に考えます。

要請・意見表明
関係する側などに改善を要請や意見表明をすることができます。

子どものための相談室

子どもの権利相談室『こころの鈴』

● 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時

● 電話で相談 0120-200-195 (フリーダイヤル)

● メールで相談 icaboma@city.matsumoto.lg.jp

● 会って相談 松本市大手8-8-19 松本市役所が大手事務所3階までお越しください。希望により、相談員が出かけることもできますので、ご相談ください。

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは、松本市役所 こと部 こと部相談 こと部相談室(TEL:0285-34-2281)まで

○ 第16号「こころの鈴通信」(中学生版)

No.16
中学生版
令和元年11月

こころの鈴通信

発行元:松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

生徒のみさんへ
「つらいな…」「悲しいな…」と思うことの中には、『子どもの権利』が侵害されていることがあります。少し勇気を出して『こころの鈴』に相談してみませんか。自分のことだけでなく、先輩や先生も大丈夫です。秘密は必ず守ります。

学校で
● 仲間はずれやいじめ
● 先生のこと、友だちのこと
● 字例に行けない

家庭で
● 家でつらいこと、嫌なこと
● 家族口話せないこと

もっと大丈夫！安心できたら
● 忘れられること
● 先輩や先生、コーチのこと

たとえば、こんなことで悩んでいたら…

電話で・メールで・会って…相談する
どんなことでも、まずは相談してみよう。

調べる・協力依頼
解決に向けて必要な場合は、関係する人や周囲に話を聞き、協力をお願いいたします。あなたの考えや気持ちをお互いに伝えることもできます。

一緒に考える
あなたの気持ちや意見をしっかり聞いて、一番よい方法を一緒に考えます。

要請・意見表明
関係する側などに改善を要請や意見表明をすることができます。

子どものための相談室

子どもの権利相談室『こころの鈴』

● 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時

● 電話で相談 0120-200-195 (フリーダイヤル)

● メールで相談 icaboma@city.matsumoto.lg.jp

● 会って相談 松本市大手8-8-19 松本市役所が大手事務所3階までお越しください。希望により、相談員が出かけることもできますので、ご相談ください。

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは、松本市役所 こと部 こと部相談 こと部相談室(TEL:0285-34-2281)まで

○ 第17号「こころの鈴通信」(中高校生版)

こころの鈴通信



松本市子どもの権利相談委員
平林 優子

スマホ、ゲームの使い方は大丈夫ですか？



スマートフォンやインターネットは多くの知識や情報、手軽に人とのつながりをもたらさし、なくてはならないツールです。今後ますます教育にも活用されることになっていきます。

一方で、長時間の使用やのめり込みは、皆さんの身体や心に深刻な変化をもたらします。WHO（世界保健機構）は昨年、病気に「ゲーム依存症」を認定しました。ゲームでは、失敗してもチャレンジでき、達成感や有能感を味わえます。オンラインゲームは高揚感や連帯感も生まれ、称賛されると大きな満足を得ます。SNSでは、人とつながり、自分を発信でき、開放される感覚も生まれます。人が得たい感覚を簡単にもたらしてくれるのです。

しかし、中にはリアルな対人関係や普段の生活が色あせ、画面がつくる世界にウエイトが大きくなり偏ってしまふ人がいます。なによりネットやゲームが優先されるような状態が続くと、自分でコントロールをすることはとても難しく、専門的な治療が必要になります。時には個人情報流出や、犯罪などの被害や加害者になる危険もあります。

また、皆さんの体の変化を心配しています。狭い範囲の強い光に視点を長時間集中させることで、急性内斜視や視力低下や、長時間の使用から、姿勢の悪化、固定、体方低下、体内時計の狂い、記憶力、集中力、判断力の低下、学力低下などの調査結果も出ています。科学的な証拠が十分でないという批判もありますが、成長する大事な時期の皆さんに多くの専門家が警鐘をならしていることに耳を傾けてみることも大事かと思ひます。

スマホやゲーム、インターネットの使用時間や場所、使用するアプリ、マナーなどを考えてみましょう。



松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」 ～初週は守ります～
 ● 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
 ● 場 所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
 ● 電話で相談 0120-200-185 (無料)
 ● 送って相談 こころの前までお届しいただくか、お電話をください。
 ● メールで相談 kodomo@city.matsutamori.jp

「こころの鈴通信」についてお問い合わせは、松本市役所 こども部 こども育成課 ことまほ部担当まで TEL 0583-34-3381

No.17
中高校生版
令和2年1月15日

こころの鈴通信

あけましておめでとう

TOKYO OLYMPICS 2020

今年おオリンピック、パラリンピックがあげます。
世界のトップアスリートのパフォーマンスが楽しみですね。
皆さんにとって、この一年が良い年になりますように。



合格だ～!!

彼女(彼女)ができた。
誰かに話したい!

部活、続けようかな、やめようかな!

こんなときどうしてますか？

誰も自分のことをわかってくれない気がする

学校へ行くのが辛い。

何もかもうまくいかない。

こころの鈴って知ってる？



苦しい時、悲しい時、うれしい時、自分の気持ちも話してみませんか。ひとりですべて抱えているより、気持ちが楽になったり、喜びが倍になったりしますよ。匿名でOK!、秘密は守ります! 一緒に考えます! 電話、メール、FAX、面接でね。



VI 研修・会議

1 研修について

子どもの権利擁護委員と相談員のスキルアップのために研修会に参加をしたり、相談室内での研修をしたりしています。令和元年度は4回の研修に参加しました（表14）。

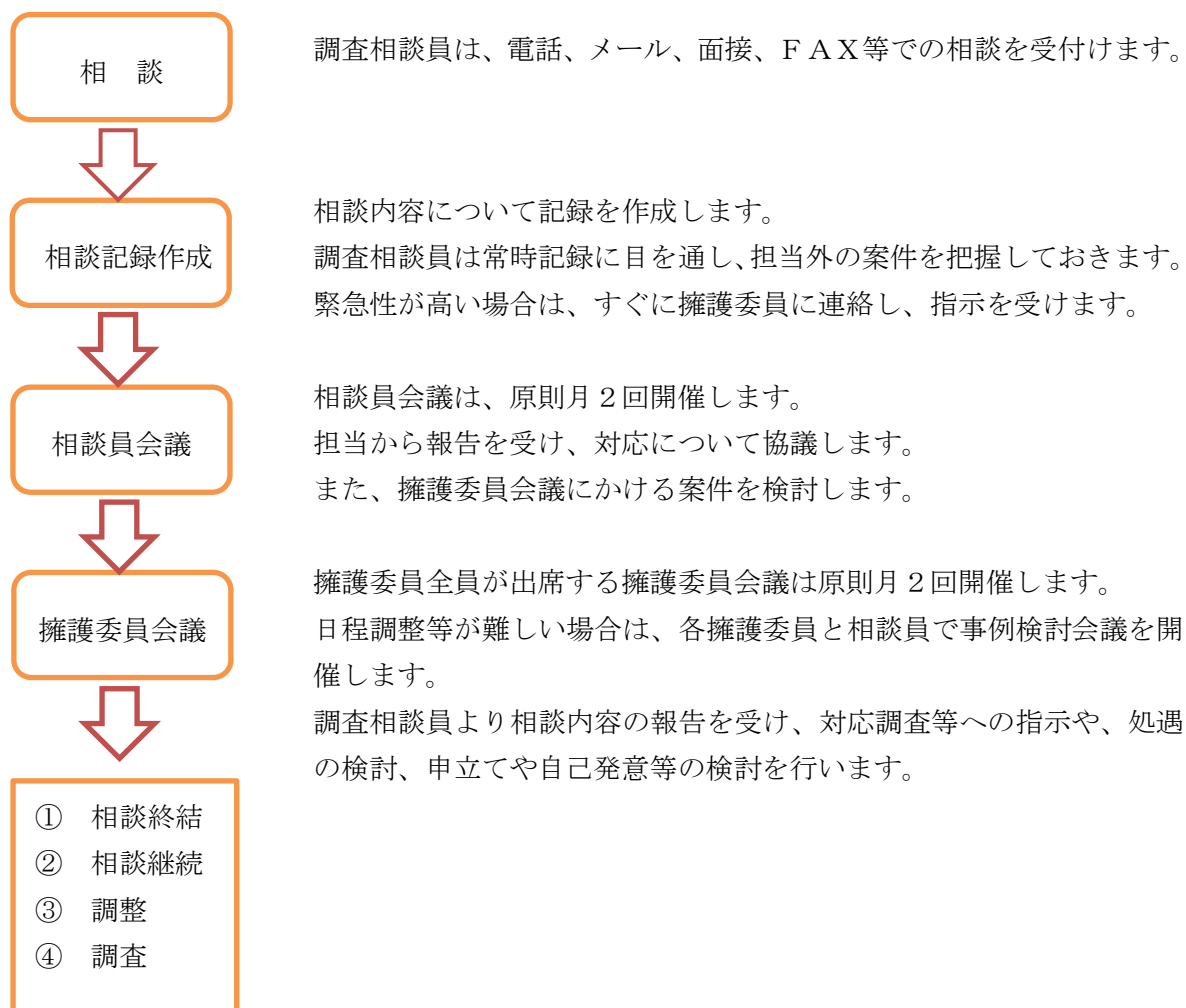
No.	月日	研修会	講師	参加者
1	9月12日	令和元年度 第2回「松本市発達障害児相談支援研修会」	信州大学医学部 子どものこころの発達医学教室 教授 本田秀夫 先生	相談員1名
2	11月18日	相談室内研修 ・子どもの権利条例、子どもの権利擁護委員、 こころの鈴について ・松本児童園の役割 ・保育について		室長 相談員3名
3	1月25日 1月26日	『地方自治と子ども施策』 全国自治体シンポジウム2019立川		擁護委員2名 相談員1名
4	3月26日	相談研修	特定非営利活動法人 すわ子どもステーション 専務理事 宮澤節子 氏 子どもの権利相談室 室長 塚原文子氏	室長 相談員2名

表14：研修参加一覧

2 事例検討会議について

子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談室は、各種会議を開催し、子どもの問題解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

(1) 会議の流れ



(2) 開催状況

年45回開催しました。擁護委員会議は22回、相談員会議は23回開催で、今年度は、擁護委員事例検討会議は開催しませんでした（表15）。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
擁護委員会議	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	1	22
擁護委員 事例検討会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相談員会議	2	2	3	0	2	2	2	2	2	2	2	2	23

表15：月別会議開催状況

Ⅶ 子どもの権利相談室 こころの鈴 相談員からメッセージ

「出会いに感謝！」

室長・調査相談員 塚原 文子

今、「子どもの権利相談室『こころの鈴』ってなんだろう？」と考えると、子ども自身が「自分で考えて進む」ことを支える相談室なのではないかと思っています。

私にとってこの5年間は、とても充実した日々でした。

○ Aさんへ

元気になっていますか。執筆活動やアルバイトは頑張っていますか。高校生の時にこころの鈴へ来てくれて、それから5年がたちましたね。

あなたの書く小説を読むと、文字数の多さに圧倒され、そして、美しい文章に感動しました。

「本当に美しい文章だね」と言うと、はにかんで笑うあなたが印象的でした。つまずきながらも、深く考えて自分を分析して、自分のやりたいことを見つめて進んでいました。これからは「友達」として会えることを楽しみにしています。

○ Mくんへ

沢山、話をしましたね。自分の思いを言葉にすることは大変なことだったけど、「どうしたいのか」を言葉にすることで、一步一步自分で決めた道が開けていきましたね。

時々、一緒にゲームをしたり、自転車で出かけたことを思い出します。色々なことに挑戦した後に、「大学に行くために勉強する」という決断をしました。

Mくんが自分らしく、自分の道を歩んで行ってくださいね。応援をしています。

○ Tさん お母さん、Rさんへ

今、学校がお休みの中、どの様に過ごしていますか。もしかしたら、ほっとして暮らしているのかなと想像しています。電話や面談で話すお母さんは、どうにかRさんの環境を整えようと頑張っていましたね。そして、Rさんはよく「こころの鈴に行きたい」と言ってくれました。3月に自作の「詩」を見せてくれて、Rさんの深い思いを感じました。それは私の宝物になっています。

○ Nさん、Sさん

中学に進学して、学校に通えない日々が続いているけど、どうしているかな。よく、いろいろな話をしたり、遊んだりしましたね。時には私が厳しいことを言ったこともあったけど、いつでも素直で元気な笑顔が素敵でした。3月にはお手紙をもらって、一緒に写真も撮って、さよならができました。手作りのクッキーおいしかったです。

5年にわたり子どもの権利相談室「こころの鈴」の室長、相談員をさせていただき本当にありがとうございました。相談者である子どもたちをはじめ、多くの皆様との出会いに感謝いたします。



「働き方改革、有給休暇の取得と子どもの休暇」

調査相談員 濱田 まなみ

2019年度は働き方改革で、10日以上の有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日間、時期を指定して有給休暇を取得させることが雇用者側に義務付けられました。私も有給休暇をしっかりといただきました。

背景には、有給休暇の制度は存在しても、なかなか取得することのない実態があったからでしょう。仕事でも、学校でも休むということが罪悪であり、疲れたくらいでは休みにくい現実が日本にはあるように思います。

最近でも、新型コロナウイルスに感染したと判明したビジネスマンが症状のあるにもかかわらず出勤していたという報道もありました。日本人は勤勉ですから、多少具合が悪くても、働くことが美德とされているようです。

子ども達はどうでしょう。疲れて学校に行きたくない時も、不登校にならないかぎりには頑張って学校へ行かざるを得ない状況が多々あるように思います。

ときどき、相談のなかで、学校へ行きたくない、休みたいという子どもに対して「今日休んだら不登校になってしまう」という親御さんの不安をお聴きすることがあります。もちろん、親御さんの不安はしっかり聴かせていただきますが、疲れたら休む、どうしてもやりたくないことは無理してやらなくてもいいということは子どもにはなかなか認められないようです。「疲れたくらいで休んでどうする」「やりたくないことでも、頑張って取り組めないとろくな大人にならないぞ」そんな厳しい言葉が聞こえてきそうです。そんなとき、子どもって大変だなと思います。もちろん疲れていても休むことのできない大人も大勢いますが。

子どもにもたとえば年間数日、自由に休みたいときに休んでもいいよという制度があったらどうでしょうか。確かに、夏休み、春休み、土日、祝日、大人に比べたら子どもの休日はたくさんあります。でも、大人の有給休暇みたいなのはないですね。

愚息は、ハリーポッターの新刊の発売日は、小・中・高一貫して休みを決め込んでいました。本を買って読むことが最優先の日でした。子どもが自分で決めて休日をとってもいいよ。ということが認められたら、ちょっと楽しい気がしています。



「調査相談員としての“時間”を顧みて・・・」

調査相談員 大蔦 富久

2018年6月1日～2020年3月31日までの1年10か月、「こころの鈴」調査相談員として、子ども本人やその父母あるいは祖父母からのご相談を多数受けさせていただきました。本当にありがとうございました。

「松本市子どもの権利に関する条例」に基づく「こころの鈴」という相談機関は、全国津々浦々どこにでも存在する機関ではなく、全国で同様の機関はまだ30数か所しかありません。国の補助金を受けての全国統一的な取り組みとして実施しているのではなく、松本市の独自の事業として存在をしています。その意味ではとても先進的な事業であると思っています。

そのこころの鈴での相談を受けさせていただくということは、私にとって、とても大切でやりがいのある仕事をいただいたと感じていました。しかし、諸般の事情によりやめなければならない状況になりましたことに対し、痛恨の極みであり、とても残念です。

初めて電話での相談を受けた時「今日、僕、誕生日なんだ。ハッピーバースデー歌ってくれない」と言われ、大きな声で歌ったことが思い出されます。その彼に何が伝わりどのように感じたかは定かではありません。しかし、その前の相談内容が電話を終えるころには、彼の心の中で一応の整理ができたと信じています。

子どもには、自分で自分をコントロールするだけの「心の力」が備わっていると思います。学校の中で友達の輪に入れない子どもは、毎日学校に行くことも、家族に相談することもできずに、悶々としている状態が続いていることがあります。当然、勉強などやる気も起こりません。

しかし、こころの鈴に相談をして、その子が何か自分の心をコントロールするきっかけを掴めば、大きく変化をしてきます。電話を受けていて、最初は声も小さく涙声で現在自分が置かれている状況を受け入れられないことを話すこともできない状態から、その何回か後の電話では、声も明るく勉強のことも話をし、友だちのことも話ができる状態になり、「もう大丈夫」と自分から言えるようになった子どももいます。

こころの鈴には、いつも真剣に子どものことを考えてくれている擁護委員の先生方がいます。その先生方は、すべての相談についての的確に今後の対応についてお話をしてくれます。そのご指示を受けながら「子どもの最善の利益」を皆で考え、できることは何でも取り組みながら、子どもに寄り添える機関としての役割を今後も果たして欲しいと、心より思います。

最後になりますが、一生の中でこの「こころの鈴」における“時間”をいただけたことに関し、心より感謝いたします。ありがとうございました。



「助けを求める主体性」

調査相談員 内川 光子

孫と戦隊もののテレビを見ていた時のことです。敵となってしまった父親（ウルトラマンベリアル）と闘わなくてはならないリク（ウルトラマンジード）が苦悩する場面で、仲間から「自分の事は自分で決めなくてはいけない。」「でも、困ったり迷ったりしたら仲間の事を考えろ！」「忘れないで！リク！みんなの声が聞こえる？」

「ベリアルから生まれたけど、魂は僕のものだ！僕の運命は僕が決める！」そして父と子は闘うという場面がありました。

私は長い間、幼児教育に携わっていました。「めざす松本の子、どんな園児になってほしいか」「未来に生きる子どもたちをどのような子どもたちに育てるか」を一緒に保育士さんと考え学んできました。障害を持ったお子さん、集団生活が苦手なお子さんを含め、このことが保育をする中で明確になっていなければ良い保育はできないのです。

松本市の保育の基本理念は「生きる力の根っこづくり」です。

乳幼児は、健全な心身の発達を図り、人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、子どもたちとの信頼関係を十分に築き、生活や遊びの中で、主体的に環境とかかわりながら、未来の社会を生きぬいていく力（生きる力）の基礎づくり（根っこづくり）をしていくことが、大切だと考えます。それに加えこの頃は、「大人に世話をやかれなくても、自己肯定感を持ち、子ども自ら主体的に動ける子ども」を望ましい松本市の子どもの姿として考えています。松本市子どもの権利に関する条例にも主体的にという文言が入っています。

子どもの権利相談室に相談員として職に就かせていただき、半年になりますが、子どもたちの相談を受けて感じることは、まず「よくぞ勇気をもって電話をしてきてくれたね」と思います。自分の事を他者に伝えることで、一步を踏み出してくれた子どもの勇気に感謝しています。自分の気持ちをさらけ出す勇気は、まさしく子どもの主体性であり、未来を切り拓いていく力になるだろうと思います。

相談室に何回も電話をしてきてくれる子どもがいます。だんだん自分の気持ちが素直に表現でき成長していく姿は、相談員として喜びであります。ただ、本人の相談より親を含めた大人が多数を占めている現状はまだまだであると考えています。

松本市の子どもたちが、自分の気持ちの迷いや、悩みを自ら相談してくれる相談室でありたいと思います。そして自らの力で問題を解決していく子どもたちになってほしいと願っています。

ウルトラマンジードのように「いかなる境遇であろうと、自分の事は自分で決める」「迷ったら何時でも相談にのるよ」。迷える子がそんな力強い子どもになっていかれる手助けをしていきたいと思っています。



参考資料

- ◆ 松本市子どもの権利に関する条例
- ◆ 松本市子どもの権利に関する条例施行規則
- ◆ 令和元年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿
- ◆ 事務局

○松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくるようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができます。

よう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

（市やおとなの役割）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

- 5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。
- 6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

（大切な権利）

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- （1） かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
 - （2） 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめを受けずに安心して生きていくことができること。
 - （3） 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
 - （4） 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。
- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

（子どもの権利の普及と学習への支援）

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

- 2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。
- 4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

（子どもの権利の日）

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。

3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にしたい主体的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支

援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

- 2 擁護委員の定数は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。
- 5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

（擁護委員の職務）

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

- （1）子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
- （2）子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
- （3）前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

（公表）

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

- 2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

（尊重と連携）

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

- 2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。
- 3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

（勧告などの尊重）

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

（施策の推進）

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 市は、推進計画をつくる際には、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

(委員会の職務)

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

(1) 推進計画に関すること。

(2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

(3) その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例で定めることがら以外で必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が定めます。

(平成25年規則第28号で平成25年6月24日から施行)

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正します。

別表第2 予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加えます。

子どもの権利擁護委員			10,000	
子どもにやさしいまちづくり委員会委員			7,100	5,000

○松本市子どもの権利に関する条例施行規則

平成25年6月23日

規則第29号

改正 平成27年3月31日規則第7号

平成31年3月18日規則第30号

平成31年4月17日規則第61号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、松本市子どもの権利に関する条例（平成25年条例第5号。以下「条例」といいます。）の施行について必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

第3条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所しているものとします。

第2章 松本市子どもの権利擁護委員

(兼職などの禁止)

第4条 条例第16条第1項に規定する松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(守秘義務など)

第5条 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

(1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も、同様とします。

(2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(相談及び救済の申立て)

第6条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有し、在勤し、又は在学する子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済の申立てをすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員又は調査相談員が行います。

(救済の申立書など)

第7条 救済の申立て(以下「申立て」といいます。)は、文書による場合は次のことを記載した子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書(様式第1号)を提出することにより、口頭による場合は次のことを述べることにより行うものとします。

(1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号

(2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、若しくは入所している施設又は勤務先の名称及び所在地

(3) 申立ての趣旨

(4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日

(5) 権利の侵害の内容

(6) 他の機関への相談などの状況

2 擁護委員又は調査相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書(様式第2号)に記録しなければなりません。

(調査)

第8条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて審議や調査をすることができます。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

(1) 救済の申立ての内容がいつわりである場合

(2) 擁護委員又は相談員の身分に関することである場合

(3) その他審議や調査の実施が不相当と認める場合

2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合において、条例第17条第1項第2号の規定により調査するときは、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書(様式第3号)により通知しなければなりません。

(調査の中止など)

第9条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

- 2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第2項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第4号）により通知しなければなりません。

(市の機関に対する調査など)

第10条 擁護委員は、市の機関に対して調査を開始するときは、あらかじめその機関に市の機関への通知書（様式第5号）により通知しなければなりません。

- 2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけての調整（以下「調整」といいます。）をすることができます。
- 4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第6号）により通知しなければなりません。

(市の機関以外のものに対する調査など)

第11条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。

- 2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について市の機関以外のものに対し、協力を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第7号）により通知しなければなりません。

第3章 松本市子どもの権利相談室

(相談室の設置など)

第12条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、松本市子どもの権利相談室（以下「相談室」という。）を松本市大手3丁目18番13号に設置します。

(相談室の利用日、利用時間など)

第13条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとします。

利用日	利用時間
月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午後1時から午後6時まで
金曜日	午後1時から午後8時まで

2 相談室の休室日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までとします。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではありません。

（子どもの権利相談員）

第14条 相談室に条例第16条第5項に規定する調査相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

2 相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とします。

3 相談員は、4人以内とし、市長が任用します。

4 相談員の任期は、1年以内とします。ただし、7回まで更新することができます。

5 前各号に定めるもののほか、第4条と第5条の規定は、相談員にも適用されます。

第4章 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会

（会長及び副会長）

第15条 条例第23条第1項に規定する松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）に会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決めます。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

（会議）

第16条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

（委員）

第17条 条例第23条第3項の規定により市民のなかから委嘱される委員は、公募によるものとします。

（庶務）

第18条 委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理します。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成25年6月24日から施行します。

附 則（平成27年3月31日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行します。

附 則（平成31年3月18日規則第30号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月17日規則第61号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。

様式第1号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書

年 月 日

(あて先)松本市子どもの権利擁護委員

(申立人)氏 名
年 齡 歳
住 所
電話番号
学校名等

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利の侵害にかかわる救済を申し立てます。

1	申立ての原因となる権利の侵害があった日	年 月 日
	申立ての原因となる権利の侵害があった場所	_____
2	救済を必要とする子どもと申立人との関係	
3	救済を必要とする子どもの氏名等	
	氏名	年齢 歳 学校名等 _____
	住所	電話番号 _____
4	他の機関への相談・申立ての有無	有 ・ 無
5	添付資料の有無	有(枚) ・ 無
6	申立ての趣旨	
7	申立ての理由となった権利の侵害の内容	
8	備考	

様式第2号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書

第 号
年 月 日

(受け付けた者の自署) _____

1 口頭により申立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
2 申立ての原因となる権利の侵害があった日 _____ 年 月 日 申立ての原因となる権利の侵害があった場所 _____
3 救済を必要とする子どもと申立人との関係
4 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
5 他の機関への相談・申立ての有無 有 ・ 無
6 添付資料の有無 有(枚) ・ 無
7 申立ての趣旨
8 申立ての理由となった権利の侵害の内容
9 備考

様式第3号(第8条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項 調査を実施しない旨の通知
調査をしない理由
備考

様式第4号(第9条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項 調査の一時中止又は打ち切りの通知
調査の一時中止又は打ち切りの理由
備考

様式第5号(第10条関係)

市の機関への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査を開始する旨の通知
通知内容	
備考	

様式第6号(第10条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第4項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

様式第7号(第11条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第11条第3項により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第10条関係)

様式第7号 (第11条関係)

◆ 令和元年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿

職 名	氏 名	期 間	職 業 等
子どもの権利 擁護委員	北川 和彦	平成 25 年 7 月 17 日～	弁護士
	平林 優子	平成 27 年 7 月 17 日～	大学教授
	石曾根 正勇	平成 29 年 4 月 1 日～	教育関係者
室長 調査相談員	塚原 文子	平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
調査相談員	濱田 まなみ	平成 28 年 4 月 1 日～	
	高橋 章子	平成 30 年 4 月 1 日～令和元年 8 月 15 日	
	大蔭 富久	平成 30 年 6 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
	内川 光子	令和元年 11 月 1 日～	

◆ 事 務 局

松本市こども部こども育成課 こども政策担当
 〒390-8620 松本市丸の内 3 番 7 号 松本市役所東庁舎別棟 1 階
 電話：0263-34-3291

松本市子どもの権利擁護委員 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

令和元（2019）年度活動報告書

令和2年7月 発行

発行：松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

〒390-0874 松本市大手 3-8-13

松本市役所大手事務所 2 階

電 話：0263-36-2505

F A X：0263-34-3183

メー ル：kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

